

平成24年第1回由利本荘市議会定例会（3月）会議録

平成24年3月7日（水曜日）

議事日程第4号

平成24年3月7日（水曜日）午前9時30分開議

第1. 一般質問（発言の要旨は別紙のとおり）

発言者	2番	伊藤岩夫	議員
	15番	渡部専一	議員
	14番	今野英元	議員
	8番	渡部聖一	議員

第2. 提出議案に対する質疑

第3. 提出議案・陳情の委員会付託（付託表は別紙のとおり）

本日の会議に付した事件

議事日程第4号のとおり

出席議員（30人）

1番	渡部功	2番	伊藤岩夫	3番	佐々木隆一
4番	作佐部直	5番	堀川喜久雄	6番	湊貴信
7番	高橋信雄	8番	渡部聖一	9番	若林徹
10番	高橋和子	11番	堀友子	12番	佐藤勇
13番	今野晃治	14番	今野英元	15番	渡部専一
16番	大関嘉一	17番	長沼久利	18番	伊藤順男
19番	佐藤賢一	20番	鈴木和夫	21番	井島市太郎
22番	齋藤作圓	23番	佐々木勝二	24番	本間明
25番	佐々木慶治	26番	佐藤讓司	27番	土田与七郎
28番	佐藤竹夫	29番	村上亨	30番	三浦秀雄

欠席議員（0人）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長	長谷部誠	副市長	藤原由美子
副市長	石川裕	教育長	佐々田亨三
企業管理者	藤原秀一	総務部長	土田隆男
市民福祉部長	猪股健	農林水産部長	佐藤一喜
商工観光部長	渡部進	建設部長	伊藤篤
矢島総合支所長	土田武弥	岩城総合支所長	今野光志
由利総合支所長	三浦貞一	大内総合支所長	伊藤鋭一
東由利総合支所長	佐々木喜隆	西目総合支所長	菊地弘

鳥海総合支所長	土 田 修	教 育 次 長	佐々木 了 三
総務部危機管理監	伊 藤 俊 彦	総 務 部 政 策 監 兼 財 政 課 長	阿 部 太 津 夫
総 務 部 次 長 兼 行 政 改 革 推 進 課 長	佐 藤 晃 一	市 民 福 祉 部 次 長 兼 生 活 環 境 課 長	真 坂 誠 一
総 合 政 策 課 長	佐 藤 光 昭		

議会事務局職員出席者

局 長	石 川 隆 夫	次 長	佐々木 智
書 記	高 橋 知 哉	書 記	石郷岡 孝
書 記	鈴 木 司	書 記	今 野 信 幸

午前 9時29分 開 議

○議長（渡部功君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

出席議員は29名であります。出席議員は定足数に達しております。

○議長（渡部功君） それでは、本日の議事に入ります。本日の議事は、日程第4号をもって進めます。

○議長（渡部功君） 日程第1、きのうに引き続き一般質問を行います。

2番伊藤岩夫君の発言を許します。2番伊藤岩夫君。

【2番（伊藤岩夫君）登壇】

○2番（伊藤岩夫君） おはようございます。議長から許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

間もなく昨年3月11日の東日本大震災から1年がたちます。改めましてお亡くなりになられた方々、御遺族の方々に心より哀悼の意を表するとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

これからは復興計画が主流と言いますが、きょう現在でも全国で34万人を超える方々が転居及び仮設住宅などで避難生活を余儀なくされ、原発事故も収束しておりません。本格的な復興までの道のりは、まだまだ長く続きます。

私たちは被災者の心にしっかり寄り添い、被災者全員が安定した生活に戻れる最後の最後まで、支援の手を差し伸べていきたいと思っております。

また、本市の災害時における、大規模震災等による遠隔自治体との災害時相互援助協定につきましては、市長の迅速な行動により、友好都市である香川県高松市と長野県佐久市の間に締結されました。

さらに、親子都市である福島県いわき市とも一定のめどがついた時点で協議されるので、今できることに迅速に手を打たれる市長の行動に敬意を表するものであります。

時間とともに風化されゆくであろう大震災の教訓を、今、真摯に受けとめ、手を打ち

続けていくことが重要であると思います。

それでは、通告に従い、質問に入らせていただきます。

初めに、大項目1、防災施策についてお伺いいたします。

(1) 女性の視点からの防災施策についてお伺いいたします。

我が国の災害対策の根幹をなす防災基本計画には、2005年に女性の参画、男女双方の視点が初めて盛り込まれ、2008年には政策決定過程における女性の参加が明記されました。

しかし、今回の東日本大震災でも、例えば「着がえる場所がない」「授乳スペースがない」などの声がありました。

また、女性用衛生品や化粧品、乳児のおむつなど支援物資の不足も目立ち、災害時における女性の視点の大切さが改めて浮き彫りになりました。

女性は地域に人脈を築き、地域のことをよく知っております。介護や子育てといった具体的な経験を通じて、子供や高齢者、生活者の視点を持っております。こうした女性たちが、災害時の担い手としてその力が発揮できるような仕組みが必要です。

そこで、公明党は昨年10月に、全国18都府県並びに640市区町村で女性の視点からの防災行政総点検に取り組みました。本市でも聞き取り調査等に御協力いただきましたことに、心から感謝を申し上げます。

調査の結果からは、地域防災計画を決める地方防災会議の委員に女性がゼロと回答した自治体は、全国で44%ございました。また、計画策定に至るまでに女性の意見を聞いていない自治体が約55%。「避難所の整備・運営に、女性の視点や子育てニーズを反映していますか。」といった問いに対しましては、47%の自治体がノーと答えるなど、ほとんど女性の視点が生かされていない事実が明らかとなりました。

これらの調査結果から、本市における女性の視点からの防災行政について、以下の点について質問いたします。

1点目、防災対策を立案する際に女性の意見を反映しているのでしょうか。

2点目、避難所運営に女性または女性職員の配置を事前に決めているのでしょうか。

3点目、災害時の後方支援や高齢者宅訪問等で、きめ細やかな支援を実現するため、女性消防団員を積極的に登用すべきであると思いますが、所見をお伺いいたします。

4点目、災害時の緊急物資の中に、女性や子供、高齢者、障害者に配慮した物資が備蓄されているのでしょうか。

以上、当局の答弁をお伺いいたします。

次に、(2) 防災教育の取り組みについてお伺いいたします。

東日本大震災を受け、学校や地域での防災教育の重要性が再確認されております。

岩手県釜石市で、大震災の発生時に学校の管理下にあった小中学生が全員、津波から逃げ延びた事例が釜石の奇跡として全国から注目されました。

釜石市では、2008年度に文部科学省の防災教育支援モデル地域事業に指定され、小中学生に対する防災教育を日ごろから地域で推進しており、こうした取り組みが功を奏したことは言うまでもありません。

文科省は、平成24年度予算案で、新規事業として実践的防災教育総合支援事業を盛り込みました。

この事業は、東日本大震災の教訓を踏まえた新たな防災教育の指導方法や教育手法の開発・普及を行うとともに、緊急地震速報等の防災科学技術を活用した避難訓練等の先進的・実践的な防災教育を行う学校における取り組みへ支援を実施することとしております。

緊急地震速報受信システム等を活用した新たな指導方法等の開発・普及のため、全国から約1,000校のモデル校を募り、支援を実施する予定としております。

具体的に釜石市では、小学校用実践学習教材として動く津波ハザードマップデモを子供たちがゲーム感覚で実践的にできるよう動画で作成し、災害に対する備えを認識させております。

本市としても、このようなモデル事業を活用して防災教育の推進を図るべきと考えますが、防災教育の取り組みについての考えをお聞かせ願います。

次に、（3）自主防災組織についてお伺いいたします。

本市においては、今般の災害頻発情勢に対する一層の防災体制の強化と充実を図るため、平成23年8月1日に市自主防災組織育成指導要綱を定め、これに基づき、各町内会に防災部門を明確に位置づけるとしております。

これらは、東日本大震災以降、自主防災組織の重要性について再認識され、各自治体において積極的に組織化を進めているものでありますが、具体の自主防災計画を進める上で参考となるのが、災害対策を明示した市の防災マニュアルでございます。

本市における新たな防災マニュアルの作成は平成24年度であり、また、災害時要援護者対策においても個人情報保護の観点からも難しい面があると考えられます。

実際に組織化されても、実行力のある内容となるまでは、現状では時間を要するものと考えられます。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

1点目、現在、組織化された町内会の数はどのくらいになるのでしょうか。

2点目、自主防災活動計画の立案・経費・情報提供等について市としてのかかわり方をどの程度考えているのでしょうか。

3点目、自主防災組織連絡協議会の持ち方、内容、回数等についての考え方を伺います。

4点目、組織化による自主防災組織の個人的役割も含む責任はどの程度と考えているのでしょうか。

5点目、市の防災マニュアル作成時に業務継続計画（BCP）も念頭に入れるべきではないでしょうか。

以上、当局の見解をお伺いいたします。

次に、大項目2、観光施策についてお伺いいたします。

3月18日から始まる東北観光博、そして来年秋に秋田で開催されるデスティネーションキャンペーン、これはJRグループ旅客6社と指定された自治体、地元の観光事業者等が協同で実施する大型観光キャンペーンですが、ことしは4月から6月にかけて岩手県で開催されるようです。

また、今般、JR東日本が首都圏を中心に集中的に観光をPRする重点販売地域に、由利本荘市、にかほ市の両市が新潟県や山形県の自治体とともに指定されました。

さらに、これを受けてJR秋田支社は、キャンペーン期間中、沿線の桜の見ごろに合わせた特別列車の羽後本荘駅までの運行を計画されるようであります。本市においては、観光振興の絶好の機会ととらえられます。

いわゆるこのミニDCは、4月から6月のゴールデンウィーク期間となり、桜や新緑の季節となるので、本市の桜の名勝地案内、農家の春作業とタイアップした農業体験、新緑の山菜採りツアー、春の鳥海山雪山観光など多彩な企画が考えられます。

この期間をとらえた本市における観光振興を図る具体的な取り組みをお聞かせ願います。

また、中長期的な視点としての観光振興を図る上で、次の事項についての見解をお伺いいたします。

1点目、本市及びにかほ市の観光資源である鳥海山を生かしたにかほ市との連携について、どのような施策を講じているのかお伺いいたします。

2点目、滞在型観光における体験物コンテンツ・宿泊施設等の課題と現状についてお伺いいたします。

3点目、初めて訪れる観光客のために、観光ルートについてのメニュー、観光マップの充実及びインフラ整備等について、本市の考えをお伺いいたします。

4点目、本市の観光PRについて、ICTも含むマスメディアの活用についての考え方を伺いいたします。

5点目、観光拠点としての羽後本荘駅整備計画の見通しについてお聞かせ願います。

6点目、花見シーズンの開催期間について、昨年は本荘公園において満開を待たずに花見期間が終了しました。市民の声によれば近年このような傾向が続いているようです。本荘公園に限らず、市の花さくらを観光の星とするためにさくら満開のまちづくりランドデザインを策定しているわけですから、有効な開催期間について市としての見解をお伺いいたします。

次に、大項目3、雇用施策についてお伺いいたします。

本市は、来年度の雇用対策として、若年層、新卒者の定住を促すための事業者への助成や求職者の就業資格取得支援事業、長期IT研修など市の独自施策並びに秋田県緊急雇用創出臨時対策基金を活用しての21事業などにも取り組むとされております。

これらとは別に、景気動向や国の取り組みを踏まえつつ、次の観点から本市の雇用対策についてお尋ねいたします。

1点目、国は東日本大震災の復興予算として、第3次補正で12兆円を超える莫大な予算を投じております。さらに、10年間で20兆円を超えるであろう復興予算も予想されております。そこで、東日本大震災での巨額な復興事業を本市の雇用創出の機会としてとらえることができないか、見解をお伺いいたします。

2点目、市の主要事業を進める上で、事業構想時に雇用創出の面で検討しているかお伺いいたします。例えば、国療跡地利活用事業においては、各会派の代表質問の答弁にもありましたが、同事業による交流人口の増大や民間福祉施設の活用と雇用機会の創出などであります。

3点目、市内の建設業者を中心に「仕事がない」などの声がよく聞かれます。過去に公共事業はその地域の雇用を生み、生活の糧となっていました。いわゆる、その地域に

住む市民の生活イコール公共事業による雇用となっていたのであります。時代の変遷により、従来のような公共事業は見込めないことは認識いたしますが、市のインフラ整備の発注における市内業者の選定についてどの程度配慮しているのかお聞かせ願います。

次に、大項目4、新規就農総合支援事業青年就農給付金についてお伺いいたします。

農水省の農業労働力に関する統計によれば、平成22年における我が国の農業は、農業就業者の平均年齢が66.1歳、65歳以上の高齢者が6割を超えています。

また、新規就農者数の減少から後継者不足が大変深刻な事態であり、平成22年における39歳以下の若い就農者数は1万3,000人とどまり、そのうち定着するのは1万人程度という現状でございます。

こうした状況を受け、農水省では平成24年度から持続可能な力強い農業の実現のために毎年必要な、2万人の青年新規就農者の定着を目指し、新規就農総合支援事業を開始しようとしています。

その柱となるのが青年就農給付金で、就農前後の経営の安定性を高めることで若い世代の就農意欲を高め、就農後の定着率を上げることがねらいとされております。

青年就農給付金は、都道府県が認める道府県農業大学校や先進農家、先進農業法人等で研修を受ける就農者、これは就農予定時の年齢が原則45歳未満の方になりますが、最長2年間、年間150万円を給付する準備型と、45歳未満の独立自営就農者に対して、農業を始めてから経営が安定するまで最長5年間、年間150万円を支給する経営開始型の両事業が車の両輪のように支援する仕組みとなっております。

本事業は、従来の支援策が無利子融資や農機具購入への補助に限られていたのに対し、今回は農業収入に対する直接の給付に踏み切っております。

昨日の本間議員の代表質問でもありましたが、本市の産業基盤を支える農業の振興において有効な事業と考えますので、再度、本事業に対する市長の認識をお伺いいたします。

次に、大項目5、高齢者への肺炎球菌ワクチン接種の助成についてお伺いいたします。

死因の4位を占める肺炎、その予防に有効とされる成人用の肺炎球菌ワクチン接種を公費助成する自治体がふえております。

特に高齢者は肺炎を起こしやすく、起こすと重症化しやすいため、高齢者の死因の上位を占めております。また、70歳以上の市中肺炎の起炎菌、これは肺炎を起こす菌ですけれども、肺炎球菌が一番多いとされています。

肺炎球菌ワクチンは、高齢者の肺炎の原因となる病原体の中で最も頻度の高い肺炎球菌という細菌をねらった予防ワクチンであります。

新型インフルエンザワクチンとあわせて接種することで感染症の重症化を予防できるなど、国民の健康増進や医療費削減の観点からワクチンの有効性が確認されています。

このことから、現在の全国自治体の3分の1を超える660以上の自治体が公費助成を実施しております。また、助成することによって、肺炎球菌ワクチンによる市民の肺炎への関心が高くなり、肺炎予防のきっかけともなります。

本市としても高齢者への肺炎球菌ワクチン接種へ公費助成を検討すべきと考えますが、市長の考えをお伺いいたします。

以上、大綱5点について質問させていただきましたが、市民にとってわかりやすい御

答弁をお願い申し上げ、質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（渡部功君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） おはようございます。伊藤岩夫議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、防災施策について、（1）女性の視点からの防災施策についてにお答えいたします。

甚大な被害をもたらした東日本大震災から1年を迎えようとしており、防災対策の充実強化に向けた取り組みの重要性を改めて強く認識するとともに、被災地の一日も早い復興を心から願うものであります。

御質問の女性の意見を反映しているかにつきましては、本市では東日本大震災やこれまでの災害を教訓として、津波対策を初めとし、備蓄物資の補充、防災意識の啓発など多岐にわたる防災対策を実施してまいったところではありますが、今後の避難所運営マニュアルの充実、災害時要援護者の避難支援計画などにおいては、女性の視点から災害弱者に配慮しつつ、生活者の視点を基本として防災施策を進めてまいりたいと考えております。

次に、避難所運営への女性・女性職員の配置につきましては、昨年、東日本大震災、6月24日の大雨被害による避難所開設に当たっては、避難者の不安解消、身の回りの支援などに適時、女性職員を配置し対応してまいったところであり、今後も計画的に女性職員の動員・配置を行うことにより、きめ細かく安心感が得られるよう配慮してまいりたいと考えております。

次に、女性消防団員の登用につきましては、現在、本市には婦人消防クラブなどの善意の活動を行っている例はあるものの、女性消防団員数は西目支団の1名のみであります。

今後、高齢者世帯が増加する中、火災予防啓発や安全・安心の確保の面から訪問活動は重要であると認識しており、こうした既存の団体との連携はもちろんのこと、女性の地域社会における役割は大きく、積極的な登用に向けて検討してまいりたいと考えております。

また、災害時の緊急物資につきましては、現在、備蓄物資の品目及び数量等について秋田県と共同で計画を進めているところであり、備蓄計画に基づき必要物資の備蓄を進めてまいります。

特に、災害弱者となる高齢者、女性、乳幼児が必要とする物資については、相当数確保されているものの、適正数量を早期に備蓄してまいりたいと考えております。

また、災害時要援護者においては、一時避難所における避難生活は厳しいことが想定されますので、市内の社会福祉施設の協力を得ながら、福祉避難所の協定について検討を進めているところであり、

次に、（2）防災教育の取り組みについては、教育長からお答えいたします。

次に、（3）自主防災組織についてにお答えいたします。

災害時には、地域コミュニティによる自主的な防災活動が非常に重要となることから、各地域で説明会を開催し、町内会・自治会に自主防災組織の設置を働きかけるとと

もに、宅配講座に出向いたり、防災リーダーを対象とした自主防災組織活動研修会を開催するなど、組織化促進を図ってきたところであります。

現状での組織化された町内会数につきましては、現時点で285町内会などから届け出を受けているところであり、今後、町内会等の総会で町内会員の理解を得ることにより、全町内会等で結成されるものと考えております。

次に、市としてのかかわり方につきましては、自主防災組織活動は自分たちの地域は自分たちで守るとする理念のもと、自主的に防災計画を策定し、活動すべきと考えておりますが、防災意識の普及啓発やそれぞれの地域・場所に応じた避難訓練などに積極的に協力してまいりたいと考えております。

また、災害に関する情報提供をきめ細かく行うとともに、防災資機材等の整備については国・県の補助事業の活用を含め、活動支援を図ってまいりたいと考えております。

次に、連絡協議会の持ち方、内容、回数につきましては、本荘地域は10地区に、各総合支所単位で1つの計17の地域・地区自主防災組織連絡協議会を組織し、地域で想定される災害に関する災害情報の共有化を図るとともに、防災訓練を実施する際の消防団、各関係機関との連絡調整のため年1回から2回の協議会を考えております。

また、あわせて、市単位にかかわる防災課題に対して共通理解を図ることを目的に、全市的な自主防災組織の協議会設置を計画しているところであります。

次に、自主防災組織の責任についての考え方ではありますが、自主防災組織の活動は会長を中心として組織的に対応することであり、町内会全員が力を合わせ、助け合いながら活動する組織でありますので、その活動が組織及び個人の責任に帰着するものではないことを御理解いただきたいと存じます。

次に、市の防災マニュアルに業務継続計画を組み入れるべきとの御質問でございますが、防災マニュアル作成事業は、秋田県地震被害想定調査検討委員会で進めている津波浸水被害想定等の検討結果を待って新たな津波ハザードマップなどの掲載を予定しており、平成24年度内の作成を目指しております。

一方、業務継続計画につきましては、同じく検討委員会の検討結果を踏まえ、平成25年度に地域防災計画の見直しとあわせて策定いたしますので、防災マニュアルへの掲載はできませんが、市関係機関などに関する必要な情報は登載してまいります。

次に、2、観光施策についてお答えいたします。

本年4月から6月に新潟ミニDCが開催され、新潟県とともに山形県の5市町、由利本荘市、にかほ市が重点販売地域に指定されました。

JR東日本では、日本海観光ルートの強化を図っており、リゾート列車と鳥海高原を走るびゅうバスの運行が実施されます。

本市では、この機会をとらえ、桜や鳥海高原の菜の花、桑ノ木台湿原を旅行商品としてJR東日本へ提案し、この3月より着地型商品として首都圏で販売になっております。

次に、にかほ市との連携、滞在型観光の課題と現状、観光ルート、マスメディアの活用については、滞在型観光を推進するに当たり、県と市の機能合体組織由利地域観光推進機構が中心となり、首都圏などで広域観光ルートのツアー企画商品のプロモーションを行い、ことし春には鳥海高原の菜の花や桑ノ木台湿原を中心に大阪、東京の旅行会社より予約をいただいております。

今後の課題としては、本市独自の体験メニューの掘り起こしや旅行業者に対応できる地元観光施設の育成であると認識しており、今後、各団体と協議しながら課題解決に努めてまいります。

また、インフラ整備につきましては、鳥海グリーンラインへの統一した道路誘導看板や高原の駅の認定を計画し、観光ルートの強化を図ってまいります。

あわせて、情報発信の技術向上に努めながらホームページの充実などを行い、積極的に情報発信をしてまいります。

次に、観光拠点としての羽後本荘駅整備計画の見通しにつきましては、観光拠点としての機能も含め、駅全体の機能向上を引き続きJR東日本と協議してまいります。

最後に、花見の開催期間につきましては観光協会と協議してまいります。

次に、3、雇用施策についてにお答えいたします。

東北地方太平洋沿岸部を中心とした広範囲に甚大な被害をもたらした東日本大震災から1年が経過しようとしております。

支援体制も徐々に整い、復興に向けて国民が一丸となって取り組んでいるところであります。

国は大規模な復興支援策を講じておりますが、その対象となる地域は被災地が中心となっており、事業への参加資格も被災地の地元企業に限定され、本市の企業が復興事業へ参加するためには、被災地の企業と連携し、共同企業体を構成しなければならないと理解をしております。

市といたしましては、地元企業がこのような制度を利用し、震災復興の一翼を担い、加えて雇用の拡大につながることを期待するものであります。

次に、主要事業における雇用創出の御質問であります。市民サービスに関する事業や社会基盤の整備を目的とした事業が大部分を占め、雇用対策としては限定的で継続的な効果は見込まれないと思われませんが、国療跡地利活用事業において雇用を考慮した基本計画の策定が可能か検討してまいります。

また、公共事業等のインフラ整備の発注についてであります。市内業者を優先して指名しており、雇用の確保が図られるよう努めております。

次に、4、新規就農総合支援事業青年就農給付金についてにお答えいたします。

農業就農者並びに新規就農者の状況など青年就農給付金の制度や趣旨は、御質問で述べられたとおりであります。

新規就農者が独立して農業経営する場合、5年間ぐらいは厳しい経営状態が続き、せっかく就農しながらこの間に離農するケースが多いことから、青年就農給付金は大きな支援になるものと認識しております。

農水省では、新規就農総合支援事業全体で136億円を予算要求しており、青年就農給付金については、全国で準備型が2,200人、経営開始型が6,000人、合計で8,200人程度の対象者を見込んでおります。

平成24年度の本市における青年就農給付金の要望量を把握するため、先般、対象者と考えられる方に対して市独自に意向調査を行い、準備型は5人、経営開始型は25人を県に報告したところであります。

なお、経営開始型は、単なる農業後継者ではなく、原則45歳未満であることや独立・

自営就農者であることなどが要件となることから、現段階では該当者が少ない状況であります。

加えて、人・農地プランへの位置づけも要件となることから、該当する集落等においては早期にプランの作成に取り組んでいただけるよう働きかけてまいります。

市といたしましては、この制度を含むパンフレットを2月下旬に農家に配布するとともに、制度の概要を広報3月号に掲載し、当事業の推進を図ってまいります。

次に、5、高齢者への肺炎球菌ワクチン接種の助成についてにお答えいたします。

最新情報では、平成21年の秋田県内における肺炎による死亡者数は1,480人で、その97%が65歳以上であるというデータが公表されております。

また、死亡率は全国平均の1.5倍に及び、死亡順位も、がん、心臓病、脳血管疾患の三大死因に次ぎ、第4位となっております。

肺炎球菌は、免疫機能の低下した高齢者に重症な肺炎球菌感染症を起こす場合があり、ワクチン接種により重症化を防ぐ効果があるとされています。

現在、国では、平成25年度以降の予防接種制度の見直しの中で、交付税算入の一要因となり得る成人用肺炎球菌ワクチンの定期接種化に関する議論が進められております。

市としては、今後、成人用肺炎球菌ワクチンの定期接種化と助成制度の整備について国に要望するとともに、財源調整を図りながら検討してまいります。

以上であります。

○議長（渡部功君） 佐々田教育長。

【教育長（佐々田亨三君）登壇】

○教育長（佐々田亨三君） 伊藤岩夫議員の教育委員会関係の御質問にお答えいたします。

1、防災施策について（2）防災教育の取り組みについてですが、学校では、学校保健安全法に基づき学校安全計画を策定し、避難訓練や災害時の家庭との連絡等について計画を定め、大規模な地震や津波などの災害を想定した避難訓練計画や防災計画の見直し、再構築を進めてまいりました。

具体的には、登下校中や校外での教育活動中または家庭にいる場合など、さまざまな場面を想定しながら、保護者や児童生徒がみずからの判断で災害の種類や程度に応じた行動が取れるような対応マニュアルを作成し、学校行事の避難訓練において、学校の立地条件に応じて集団が迅速・安全に避難できるように工夫してきたところでございます。

例えば、市内において低い標高に立地する学校では、避難訓練において地震後の津波発生を想定し、避難経路の安全を再確認するとともに、近くの高台に迅速に避難する訓練を実施しております。

また、任意の登録により、保護者や安全・安心ボランティア、教職員を対象にした緊急連絡メールシステムを導入し、災害発生時などの児童生徒の状況について市教育委員会から市内の登録者に、また、各学校から保護者にメールを送るシステムを整備しております。

なお、このたびの東日本大震災に学び、主体的に行動する態度を育成するための指導方法などの開発・普及や学校防災アドバイザーを活用した防災体制の構築、そしてボランティア活動の推進・支援等を実施する実践的防災教育総合支援事業の活用を考えております。

今後、他市町村の取り組みなどを参考にしながら、児童生徒に対しまして、みずからの生命を守るために危険を予測し、回避する能力を高めることができるような防災教育が一層充実するよう努めてまいりたいと思います。

以上です。

- 議長（渡部功君） 2番伊藤岩夫君、再質問ありませんか。
- 2番（伊藤岩夫君） 大項目1の防災対策についてでございますが、防災対策を立案する際、ことしは防災マニュアルを作成するというところでございました。生活者の視点を重視しながらということで市長は申しましたけれども、私が申し上げているのは生活者には男女もいるわけですが、特に、人口の半分以上が女性であり、現場でいろいろ生活を営む場合も女性の視点というのが非常に大事になってまいります。この防災マニュアルを作成するに当たっての委員会とかがあるわけでしょうけれども、ここに何とか女性を、できれば3分の1ぐらいの比率で登用しながら、女性の視点というのは非常に大事ですので、この辺の認識をもう一度市長からお願いします。
- 議長（渡部功君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。
- 市長（長谷部誠君） これまでも女性の職員を配置し対応してまいったところではありますが、今後とも計画的に女性職員の動員配置を行いたいと考えております。
マニュアルの作成についても、女性の登用について前向きに検討していきたいと考えております。
- 議長（渡部功君） 2番伊藤岩夫君。
- 2番（伊藤岩夫君） それから、防災教育についてでございます。釜石の中学校と小学校は近くにあるわけですが、小学生の避難行動を見て、中学生、それから近隣の人たちが避難したというケースがあります。防災教育に取り組む場合は、トップダウンではなくて、小学生の自主的なものが非常に大切だと思います。この釜石の場合も2008年ころからということでもございましたので、もう5年近く防災教育を繰り返しやっているわけです。そういう面で身についたわけでございますので、できれば由利本荘市でも津波被害が心配されるような場所にある学校については、この釜石の動画やDVDなどを見せながら、教師が頭ごなしにこうだということではなくて、子供の方から考え方を伸ばせるような取り組みをしてもらえればと思います。
それから、津波ハザードマップデモの動画というか、プログラムを私も見ましたが、ゲーム感覚で子供たちがだれでもやってみたくするような内容でした。これについては実践的防災教育総合支援事業を待たなくてもできる内容ですので、ぜひそれを組み入れて早速4月からでも行ってもらえればと思います。その辺の教育長の考えをお願いします。
- 議長（渡部功君） 佐々田教育長。
- 教育長（佐々田亨三君） 小さいころからの自分の命を守るということのさまざまな訓練は、子供たちにも非常に身につきますし、今おっしゃられたように、それを見て大人の方々も、端的な言葉で言えば刺激を受けるというか、命について一緒に考える機会をふやしていこうと思います。今、西目幼稚園では年10回、避難訓練をやっております。近くの観音様のところに逃げていたりしておるわけです。それから西目小学校、中学校もそうなんです、中学校の方は特に出戸の方に逃げるために新しい避難経路もつ

くりました。高校も実は浜から近いということでいろいろな訓練をやっているようでございますので、地域を挙げてそうしたムードづくりをきちんとやっていければと思っております。

今御指摘ありましたように、先進地のいろいろな動き・歴史を学んだり、あるいは実際に行動を起こしている地域、それから実際に被災した釜石のように非常によく取り組んできた地域もあります。例えばケーブルテレビでの講座開設などもありますので、今年度早速取り入れてやっていければと思っております。皆様からもよろしく御協力をお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（渡部功君） 2番伊藤岩夫君。

○2番（伊藤岩夫君） 最後に5番の高齢者への肺炎球菌ワクチン接種の助成ですけれども、市長の前向きな答弁、本当にありがとうございました。これにつきましては、まだ国の方で助成とかそういうものは決まっていなわけですけれども、市単独で助成をしている市町村が全国で3分の1に上るといってございまして、24年度予算では措置できないとしても、国を待たなくてもなるべくやれればと思っております。この高齢者に対する肺炎球菌ワクチン接種の助成については、もし国の方でなかなか進まないようであれば、市としてはどの程度からやるお気持ちがあるのか、先ほど市長の考えをお聞きしましたけれども、その辺の意気込みをもう一度聞きたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（渡部功君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 先ほども答弁をさせていただきましたが、国に対して強く要望するとともに、その状況の推移を見ながら市としても対応を考えていきたいと思っております。

○議長（渡部功君） 2番伊藤岩夫君。

○2番（伊藤岩夫君） 質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（渡部功君） 以上で、2番伊藤岩夫君の一般質問を終了いたします。

この際、10分間休憩いたします。

午前10時16分 休 憩

午前10時27分 再 開

○議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

16番大関議員が出席いたしました。

一般質問を続行いたします。15番渡部専一君の発言を許します。15番渡部専一君。

【15番（渡部専一君）登壇】

○15番（渡部専一君） 会派創風の渡部専一です。議長のお許しをいただきましたので一般質問をさせていただきます。

本市が財政健全化に向けて目標としていた数値をクリアできる見通しになったことが、今議会で示されました。予定を繰り上げて達成することになりますので大変喜ばしいこととありますが、同時に、後戻りすることのないよう、しっかりした財政運営がこれからも求められております。

市長は今議会初日の施政方針説明の中で、本市の財政について「身の丈に合った財政

運営を堅持し、財政規律を保ちながら健全な財政運営に努める」と示されております。

財政には「入るを量りて出ざるを為す」のことわざや「s p e n d a s y o u g e t——収入に応じて支出せよ」という言葉もありますが、身の丈に合った財政運営という表現はわかりやすく、市長の財政の健全化に対する思いの強さと受けとめ、今後の財政運営に期待をするところであります。

このような状況の中で、今議会には一般会計451億9,000万円を初め、特別会計約180億4,000万円、企業会計約49億7,000万円、合わせておよそ682億円の新年度予算が提案されております。この予算が真に日常の住民生活に密着した安全・安心と市政発展に大きな効果を発揮することに思いを込め、質問に入りたいと思います。

最初は、大項目1の次期総合発展計画への地域別整備方針の位置づけについての質問です。

由利本荘市は、間もなく8年目の年度に入ります。そして、合併時のまちづくり計画をもとに策定されました総合発展計画も、10年間という期間の終盤になりました。

今の総合発展計画では、地域全体が一体的に成長し発展していくために、地域の特色を生かしたまちづくりを進めるとして地域別整備方針が掲げられ、8地域について整備の位置づけがされておりますが、これによって地域の形成がどれだけなされたか、どれだけ進んだのかということになると、その形がなかなか見えてこないというのが正直なところであります。

大きな構想の中でのことですので、本当はこれからということなのでしょうが、市長はこのことについてどのような見方をされているのでしょうか、今後の進め方についての考えとあわせて伺うものであります。

また、この整備方針は地域の思いが詰め込まれたものであります。社会情勢の変化等で多少の見直しがあったとしても、主要な部分は次期発展計画にも最重点課題として位置づけされるものと理解するものであります。市長はこの点についてはどのように考えておられるか伺います。

次は、大項目2、事務事業の効率的な執行についての質問です。

1つ目は、事務改善と経費の節減についてです。

集会所や体育施設などの使用料金・利用料金について、受益者負担を原則に見直しが図られ、新年度から新料金が適用されることになっております。そして、昨年は同一サービスには同一負担を原則に新たな料金設定を行い、水道料金・下水道料金が統一料金として改定されております。

公平な料金負担として新料金に移行したとともに、管理運営費に充てる経費として実質的な負担を求めたものであります。市の行政について言えることは、歳出における経費節減策等が余り伝わってきません。身近なところでは、光熱水費の節減や消耗品など物品の節約、あるいは事務事業を進める上での手順の工夫、また、書類や事務手続の簡略化など見直しを図ることにより、経費の節減はまだ可能です。

やれることから、できるところから継続的に、そして一番大事なものは努力の成果がわかるように数値目標を設定し、外部にもわかる形で全庁を挙げて取り組むべきと思いますがいかがでしょうか。見直し、工夫、経費節減策など、現在どこまでどのように取り組んでおられるのか、その成果もあわせて伺います。

2つ目は、行政サービスと住民要望の対応についてです。

役所の窓口には、戸籍などの書類や証明書の交付を受けるために毎日多くの人が訪れます。行政サービスの一つとして交付の一元化が図られないか伺うものであります。

同じように多くの住民要望があると思いますが、私の見聞きした範囲内での判断では、この住民要望が通りにくくなっている気がいたします。

市の発展のためには大きな事業も大事ですが、日常の住民生活を心配なく送れる、いわゆる安全・安心に住民目線での対応が必要と思います。さまざまなケースがあるわけですが、現在は基本的にどのような対応がなされているか伺います。

3つ目は、事務事業の執行と定員管理について伺います。

合併時1,152人の行政職の職員を10年間で300人削減するとした定員管理計画のもと、職員数の調整が行われております。途中経過は、計画を上回る進捗状況のようでありませ

す。この300人削減は目標として約束したことでありますので、達成しなければならないものであります。一方で定数管理を先行する余り、事務量・事業量に見合った人員配置がなされているのかという見方もあるわけ

です。また、実態として定員減が臨時職員の増加や職員の時間外の増加につながるようなことがあるのではないかと思うわけですが、その点はいかがでしょうか。

大項目3、地方債の借り入れ残高についてです。

本市では現在、地方債の発行に県の許可を必要とする地方債発行許可団体として、平成28年度の実質公債費比率を18%以下にすることを目標とする公債費負担適正化計画が策定され、その計画のもとで財政運営が行われてきております。このことは議会でも何度も説明や報告を受けてきたところでありませ

す。計画策定時の説明では、大型建設事業により財政の一層の悪化が懸念されることから、事業の休止・凍結なども視野に入れ、起債の発行を抑制するなどして改善を図るのがその内容でありませ

す。この財政状況の厳しさは、各種事業やまちづくりにも大きな影響は避けられないと受けとめたものでありませ

ましたが、さきの説明では22年度決算においては、前年度の実質公債費比率から1.5ポイント下回り18.8%と比率は改善され、今回の説明では、23年度決算で目標を達成できるような見通しが示されました。

目標達成が予定より早く見えてきたということは、財政課を主体に市当局の財政の健全化に向けた努力の結果と理解し、その取り組みを評価するものであります。一方で市の財政を見るとき気になるのは多額の起債残高であります。

1つ目は、一般会計の起債残高の内容についてであります。

平成24年度末の一般会計の起債残高、いわゆる市の借金ですが、この起債残高見込みは725億5,600万円となっておりませ

す。これは今議会に提案されている24年度当初予算451億9,000万円の1.6倍、そして、通常の状態

で収入となる経常的一般財源の税込・交付税などの規模を示した本市の標準財政規模287億円の2.5倍になります。また、単純に8万5,000人の全人口で割り返してみますと、1人当たり85万3,000円になります。

ただ、この地方債の中には、合併特例債のように償還時にその70%が交付税算入されるものもあり、その中身が重要で、額だけで一概に議論できないものともい

います。わかりやすい方法の一つとして類似団体の比較がありますが、この比較ではどう判断

されるのか、また、起債の種類などその中身がどうなのか。

例えば、合併特例債、過疎債、一般公共事業債など大まかなくくりの中で何がどれほどになるのか、そして交付税算入を考慮した場合、実質の償還はどれくらいになるのか伺います。

2つ目は、財政シミュレーションについてであります。昨年、23年6月の財政状況の説明によれば、起債残高については5年後の27年度には673億円、10年後の32年度には482億円に減少するとされていますが、国療跡地整備計画などが新たに進められることにより、さきに示された32年度までの各年度ごとの中期財政シミュレーションに大きな変化はあるのか伺うものであります。

3つ目は、特別会計への基準外繰り入れについてであります。

全特別会計15のうち、起債残高を持つ7会計の額を集計してみますと474億5,000万円ほどになります。

特別会計の起債については、一般会計と違い、受益者の利用料金、あるいは使用料金から償還する性質であるということから余り問題にしないとの考え方もあるようですが、現実として料金では賄えず、一般会計から多額の繰り入れが行われているものもあります。

地方財政法は、公営企業法の適用を受ける特別会計への繰り入れについては、議会の議決を定めております。

今回、繰り入れが提案されています特別会計への基準内繰り入れ額と、交付税で措置されない、いわゆるルール外で繰り入れされる基準外繰り入れの額、及びこの額がこの事業会計の予算歳入に占める割合はどれほどになるのかお尋ねします。

特別会計の起債残高は、水道事業や下水道事業などのように加入率・整備率から見た場合や、あるいは社会資本整備としての面から見た場合の考え方などさまざまな見方があることも承知していますが、現在の本市のこの起債残高の状況は、財政的見地からはどのような判断になるのかあわせて伺います。

次に、大項目4番、公立保育所の運営について伺います。

由利本荘市内の保育所は、民間・市立合わせて26カ所で、市が直接運営する保育所は9カ所あるようであります。

公立の保育所については、合併時に新市において運営内容や民営化の対応について検討が必要とされ、民営化については今後慎重に協議していくとされながらも、合併間もない平成18年に、岩城地域の保育所から順次民間に移行するとの方針のもとで、2年近くにわたり職員や保護者への説明・住民説明をしてきた経緯がありますが、一連の説明が終了し、最終的な事務作業の段階において民営化には進まず、その後も方向性が打ち出されないまま、現在市が直接管理運営を行っております。

当初から民営化に向けた検討が行われてきたことから、合併以降も専門職としての保育士の採用は行われていませんので、当然保育現場の正職員は年々少なくなっているはずであります。

1つ目は、保育士等職員構成の実態はについて質問いたします。

法律において、保育所には保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならないとし、保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、未満児はおおむね6人につき1人以

上などの規定があります。したがって、正職員で足りない分は臨時職員や嘱託職員での対応となっているわけですが、職員構成の実態はどのようになっているのか伺うものであります。

2つ目は、安全対策、特に耐震の現状と対策について伺います。

昨年の震災以降、本市でも公共の建築物、特にコンクリート構造物の耐震調査、耐震化が進んできておりますが、市内の保育所の耐震の現状はどのようになっているのか、調査及び耐震化計画と老朽化の状況についてもあわせて伺います。

3つ目として、保育所運営の方向性について伺います。

多くの自治体が、財政状況の悪化から官から民への考えのもとで事務事業のアウトソーシングを進行させてきています。

本市でも、第三セクター、あるいは集会所などの公共施設が指定管理に移行しましたが、保育所についてはこれらの施設とはまた別の視点、別のレベルでの議論も必要と思います。

少子化が進行する中で、子育て、あるいは子育て支援に行政の役割は極めて大きいものがあります。効率化だけを求めず、次の時代を担う子供たちを育てるため、保育所については市でできるものは市で責任を持って運営するという考え方もあっていいと私は思います。民間には民間のよさ、公立には公立のよさがあり、互いに意識しながら運営することで保育効果が期待できると思うのであります。

4つ目は、専門職としての保育士の雇用条件の見直しについてであります。

子育て支援という、保育の現場で働く市の保育士の勤務形態と給与・賃金等は、専門職に見合った形で確保されているのか。勤務条件の見直しなどを行い、人材の確保を図るときではないかと思いますがいかがでしょうか。

次に、大項目5番、集落対策について伺います。

過疎化などの進行により65歳以上の高齢者が50%を超えて、冠婚葬祭や道路管理など共同体としての機能が低下し、存在の限界に達する集落が中山間地や離島を中心に増加してきていると言われてから久しくなりました。言葉の響きやイメージが悪いせいか今は余り聞かれなくなりましたが、いわゆる限界集落と言われる集落であります。

国の調査によれば、一定の範囲に数戸以上のまとまった人々が暮らす共同体としての集落は、全国に6万2,300集落あるとされているようであります。2007年8月に国土交通省と総務省がまとめた国土形成計画策定のための集落の状況に関する状況把握調査によれば、65歳以上の高齢者の割合が50%を超える集落の数は7,878に上り、このうち全住民が65歳以上という集落の数は431、10年以内に消滅が予想される集落の数は423、いずれは消滅すると思われる集落の数は2,220と集計されています。本市でも人口減が続き、特に農村部では人がいなくなったとの声を聞くようになりました。本市の現状はどのようなのか。

1つ目の質問です。本市の集落数と65歳以上の高齢者の割合が50%を超える集落などの実態はについて伺います。また、団塊の世代を含め人口構成上の大きな比率を占める階層が65歳に達する平成30年ごろには、この集落の数はどれほどと予想されるのか伺います。そして、現状をどう分析するのかあわせて伺うものであります。

2つ目の質問です。過疎化、高齢化が一層進む中で、集落にはこれまで守り続けてき

ている伝統的な行事や食文化、貴重な建造物、農村資源などがある一方で、空き家や耕作放棄地、あるいは遊休地がふえていることは確かです。行事、資源、空き家など詳細な調査の必要性はいかがでしょうか、お伺いします。

3つ目の質問です。先進事例などの視察による調査研究はについてお伺いします。調べてみますと、全国では過疎の再生の道を探るためのさまざまな取り組みがあります。本市の実態調査とあわせて、他市におくれをとらないように職員に先進事例を視察させるなど、調査研究を進めてはいかがでしょうか。

4つ目は、活性化のための行政支援の拡充と継続をについて伺います。

平成21年度から始まった市の集落元気づくり事業は、9集落が活動に取り組み、2月に実践発表を終え、3年間の活動も終了しました。発表会では、いろいろな取り組みが報告されましたが、現在はどこも試行錯誤の段階といった状況であると思います。

集落の衰退は行政の衰退にもつながります。高齢になっても住民が元気に暮らせるための集落機能を維持するため、行政支援策の拡充と継続が必要と思います。市の支援についてどのような検討が行われているのか伺うものであります。

以上、質問を終わります。御答弁よろしくお願いをいたします。

○議長（渡部功君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） 渡部専一議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、次期総合発展計画への地域別整備方針の位置づけについてにお答えいたします。

合併後策定されました総合発展計画の事業期間もあと3年となり、次期計画を検討する時期に入りました。次期総合発展計画の策定スケジュールにつきましては、さきに佐々木慶治議員の会派代表質問にお答えしたとおりであります。

広大な面積を有する本市においては各地域の特色を生かした産業振興や地域づくりが肝要であり、現在も総合発展計画の地域別の整備方針に沿って事業を展開しており、次期総合発展計画におきましては社会経済情勢の変化などを見定めた検討を行いながらも、各地域の思いを尊重した地域別の整備方針を盛り込んでまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、2、事務事業の効率的な執行について、（1）事務改善と経費節減についてにお答えいたします。

市では、第2次行政改革大綱にあるように、事務事業やサービス水準の徹底した見直しによる行政経費の削減のため、歳出のさらなる見直しを行うとともに、事務事業全般にわたって検証を行い、その改善を図るとともに、行政情報支援システム等のIT技術を活用し、事務の簡素化・効率化の推進に取り組んでいるところであります。

これまで、光熱水費や消耗品費などいわゆる経常的な経費につきましては、予算編成の段階から節減に取り組んできており、平成24年度の予算編成に当たっても前年度比5%の削減を目標としたところであります。

事務費以外の節減の例としましては、市の施設を利用される方々の御理解と御協力を得ながら、空調を省エネ設定にしたり、一部の自動ドアを停止したり、職員はエレベーターを使用しないなど、光熱水費の節減に努めてまいりました。

また、昨年の東日本大震災の影響による電力供給不足への対応もあり、照明灯の間引きや試験的に夏期に職員の時差出勤を行ったり、さらには23度から契約アンペア数を低く変更するなどの節減策にも取り組んでいるところであります。

こうした取り組みにより、24年度の本庁舎、第2庁舎、消防庁舎、各総合支所、各出張所の光熱水費の予算は、23年度と比較して330万円、4.2%の削減の見込みであります。

このような取り組み内容の拾い上げや数値目標の設定、達成状況の外部への情報公開の方法などにつきましては、検討と工夫が必要と考えております。

いずれにしましても、23年度から全庁での業務改善改革実践運動に取り組んでおり、全職員一丸となって事務改善と経費節減に努めてまいります。

次に、(2) 行政サービスと住民要望の対応についてにお答えいたします。

現在、本庁舎、各総合支所において利用者の多い戸籍、住民基本台帳、国保、税務、福祉などについては、わかりやすい窓口を目指すとともに机の並びを変更して対応の向上に努めているところであります。

複数の課にわたる手続を1カ所で済ませるワンストップサービスは、行政改革の一環として利便性の向上を図る考え方であり、先行事例を研究し、メリットやコストなどを総合的に勘案しながら協議してまいります。

次に、日常生活に係る住民要望についてであります。予算計上が必要な事例については、町内会等からの要望書に基づき緊急度や優先度を十分に検討して事業化を図っており、そのうち住民生活にとって身近で緊急を要する事例については、各地域の緊急修繕費により迅速な対応に当たっているところであります。

住民要望への対応は市職員として最も基本的な職務であり、市民が安心して暮らせるよう、常日ごろ、その指導を徹底しており、特に平成21年度と22年度には全職員への接遇研修を実施し、窓口サービスの向上に努めているところでもあります。

たとえささいな事例であっても住民目線に立ち、報告、連絡、相談を徹底して真摯に接し、市民生活に支障のないよう努めてまいりますので、御理解のほどお願いいたします。

次に、(3) 事務事業の執行と定員管理についてにお答えいたします。

定員管理につきましては、一昨日、佐藤勇議員の質問にもお答えしましたが、これまで行政改革大綱に沿って、退職職員数に対しその3分の1程度の新規採用を行うことにより、合併後10年間で300人の削減を目指してきたところであり、平成24年4月現在では254人の減となる見込みであります。

早期退職希望者により、やや計画を上回る進捗となっておりますが、類似団体と比較し職員数が多い本市にとって人件費の削減は基本的課題であり、第2次行政改革大綱においても組織の効率化を図り、目標達成に向け努力してまいります。

合併後7年が経過し、業務によっては臨時職員にシフトしているほか、行政需要の増大もあって1人当たりの業務量がふえ、部署によっては時間外勤務の増加が懸念されていることも事実であります。

こうした状況の中で、職員の職務遂行にかかる負担を軽減するため、各部署における組織的な業務改善の推進、適切かつ効率的な人員配置、職員のさらなる資質向上を目指した研修機会の充実などに努めているところであります。

また、保育園や福祉施設などにおいては、一部、今後の運営形態を検討しているところもあり、市民サービスを第一に事務量や業務量に合った適切な人員配置に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、3、地方債の借り入れ残高について、（1）一般会計の起債残高の内容についてにお答えいたします。

平成24年度末の一般会計・市債残高見込み額は725億5,600万円であり、内訳は、合併特例債252億5,700万円、臨時財政対策債175億1,100万円、過疎債80億5,400万円、一般公共事業債33億4,900万円、義務教育施設整備事業債19億4,100万円などとなっております。

残高見込み額のうち、合併特例債や臨時財政対策債、災害復旧事業債など、交付税算入率70%以上の市債の占める割合は73%となっております。

また、新年度予算に計上した市債では97%を占めており、できるだけ後年度の財政措置の高い有利な起債の活用を心がけております。

この結果、平成22年度普通会計の決算ベースでは、市債残高737億6,600万円のうち交付税算入予定額が491億6,000万円で、実質負担額は246億600万円、実質負担率33%となっております。

平成20年度決算では実質負担額が291億8,600万円でしたので、この2カ年で45億8,000万円の軽減を図ることができました。

なお、御質問の類似団体との比較についてであります。地方財務協会にて出版しております類似団体別市町村財政指数表では起債残高にかかわる比較資料がありませんので、御了承をお願いいたします。

次に、（2）財政シミュレーションについてにお答えいたします。

昨年6月にお示した中期財政シミュレーションは、計画期間の平成26年度までの事業として国療跡地の購入費や消防庁舎建設事業、ごみ処理施設改修事業などを仮置きした上で推計しており、国の地方財政対策により予算規模の増減はあるものの、財政指標が大きく変化することはないものと考えております。

また、平成27年度以降については、国療跡地整備事業、消防救急無線デジタル化事業のほか、その他事業分の市債を一定額仮計上しながら作成したものであります。

平成27年度以降の総合発展計画の策定作業は今後本格化しますが、計画策定に当たっては、財政シミュレーションを精査しながら財政規律の確保を第一に作業に当たりたいと考えております。

次に、（3）特別会計への基準外繰り入れについてにお答えいたします。

今議会で特別会計への繰り入れについて議決を求める会計は、普通会計に属する特別会計を除き、介護サービス、下水道、集落排水、簡易水道、スキー場の5会計となっております。

議案は繰り入れの上限額を設定するもので、5会計合わせて33億8,000万円ですが、予算計上した繰入金は合計26億470万6,000円であります。この中で、国が示す基準による基準内繰り入れは22億997万6,000円、基準外繰り入れは3億9,473万円で、5会計の歳入合計に占める基準外繰り入れの割合は6.1%となっております。

なお、国の基準にはありませんが、特別会計の過疎債元利償還に伴う交付税算入額を

除くと、歳入合計に占める割合は1.5%となります。

次に、特別会計の起債残高と基準外繰り入れに対する考え方ですが、下水道事業や集落排水事業などは施設整備に伴う起債保有額も多く、収支バランスのとりにくい事業と認識しておりますが、市民の生活環境の改善、定住環境の整備といった観点から計画性を持って事業を進めてまいりたいと考えております。

また、使用料収入で賄うべき事業については、引き続き加入率の向上と利用促進に努めながら、基準外繰り入れの縮小を図るとともに、今後の事業執行に当たっては地方債償還額や一般会計繰入金の極端な増嵩を招かないよう配慮し、取り組んでまいります。

次に、4、公立保育所の運営についての（1）保育士等職員構成の実態はについてお答えいたします。

由利本荘市行政改革大綱において、保育園10園を含む公の施設については運営体制を見直すなど適正な管理に努めるとされております。

その方向性のもとに現在まで新規保育士の採用を控えており、指定管理の保育園を除く公立保育園9園では、パート職員を含む臨時職員が保育園全職員の約6割を占めております。

今後、正職員の退職により、臨時職員の割合はふえていく状況が予想されます。

次に、（2）安全対策、特に耐震の現状と対策についてにお答えいたします。

指定管理を含む公立保育園の建築年度は、最も古い亀田保育園が昭和58年12月の建築となっております。

建築基準法による木造建築物の耐震化については、昭和56年6月以前の建築物とされており、直ちに耐震化対策を講じる必要はないと考えておりますが、今後、専門家による点検などを検討し、安全確保に努めてまいります。

また、昨年の中日本大震災を教訓に、市内すべての公立及び私立保育園の標高や海岸、河川からの距離などを調査したところ、標高10メートル以下の施設が9保育園ありました。

このことから、全保育園に対し、避難マニュアルに津波などの対応を加えた見直しを行い、定期的な避難訓練を実施するなど、園児を初め職員の安全対策を徹底するよう指導しているところであります。

次に、（3）保育所運営の方向性についてにお答えいたします。

長沼議員への答弁でも申し上げましたが、公立保育園の管理運営のあり方については、民間移行も視野に入れながら、地域の特性や実情も考慮し、移行時期や運営方法、民営化後の課題などについて協議を重ねてまいったところであります。

今後さらに協議をする過程においては、園児数の減少化傾向や施設整備への対応などについても十分に精査し、保護者や地域の方々の御理解を得られるよう、方向性を見定め進めてまいりたいと考えております。

24年度は、公立保育園の望ましいあり方の具体策について市議会を初め関係機関に提示し、よりよい保育環境が構築できるよう努めてまいります。

次に、（4）専門職としての保育士の雇用条件の見直しについてにお答えいたします。

本市の保育士は、正職員の場合、一般行政職同様の給料表、昇給・昇格形態をとっており、民間保育園はもとより他市の状況と比較しても待遇面での問題はないと認識して

おります。

また、臨時保育士についても専門職として位置づけ、再雇用制限を廃止したほか、先般、他市の状況を参考に賃金単価の改善を図ったところであり、採用に当たっても面接試験評価基準に従い優秀な人材を確保しておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、5、集落対策について、（1）本市の集落数と65歳以上の高齢者の割合が50%を超える集落などの実態はについてお答えいたします。

最初に、本市の集落数についてであります。集落数は統一した基準がないことから、ことし1月末の住民基本台帳上の町内数でお答えいたします。

町内数は、福祉施設等も含め589となっており、その中で65歳以上の高齢者の割合が50%を超える町内数は31であります。この中から福祉施設など15を除くと実質は16町内となっております。

また、御質問にあります平成30年ごろの状況につきましては、現在の人口構成のまま単純に7年間をスライドさせた場合、およそ150町内ほどが該当となります。この状況は、7年間に子供が生まれたり、結婚による転入者も考えられることから一概に比較はできませんが、高齢者割合の高い集落は相当数増加するものと受けとめております。

なお、これらの集落分布を見ますと、必ずしも農村部に限らず、市街地にも存在することから、集落の置かれている状況などさらなる分析も必要と考えております。

集落の高齢化は、集落機能の低下のみならず、伝統的祭事や共同活動の衰退など地域の活力が失われるものでありますので、今後、市全体の力を合わせ、対策を検討してまいります。

次に、（2）行事、資源、空き家など詳細な調査の必要性は、（3）先進事例などの視察による調査研究はについては、関連がありますので一括してお答えいたします。

集落を取り巻く高齢化の状況は、先ほど答弁いたしましたとおり大変厳しい状況であると認識しておりますし、同時に、空き家や遊休地の増加など自然環境や景観にも大きな影響をもたらすことに危機感を抱いております。

このため、状況を調査し分析することは、今後の集落対策にとって大変重要なことでもありますので、現在進めようとしている空き家の現況調査や教育委員会などで収録している伝統芸能や行事の記録、また、集落支援員や地域おこし協力隊が収集している情報などの共有化を図るとともに、小規模集落に加え高齢化集落の実態も調査してまいります。

なお、国際教養大学がアメリカの大学と共同実施する過疎・高齢化の現地調査に本市集落が対象となっていることから、その成果も活用したいと考えております。

加えて、先進事例など視察による調査・研究につきましては、本市の集落の環境や条件に見合った成功事例を調査し、先進地視察を実施してまいります。

次に、（4）活性化のための行政支援の拡充と継続をについてお答えいたします。

本市の集落活性化に向けた取り組みといたしましては、平成21年度から今年度まで国際教養大学に集落活性化支援に向けた調査・支援などを委託したことや、昨年度、9集落をモデル集落に選定し、今年度は集落活性化プランに対する実践サポート事業を行っているところであります。

国際教養大学への委託事業は今年度で終了いたしますが、今後も大学と連携を図りサ

ポートしてまいりますし、9集落への活性化計画実践補助金も今年度から3カ年は継続することとし、新年度においても予算を計上しております。

また、今年度は集落支援員による4カ所の小規模集落への実態調査も実施し、その結果、共通の悩みとして交通手段の確保や除雪対策などが明らかになりました。

市といたしましては、今後、集落支援員や地域おこし協力隊を活用しながらモデル集落への支援を継続するとともに、支援効果や集落実態調査の分析を行い、集落活性化に向けた効果的な支援を行ってまいります。

以上であります。

○議長（渡部功君） 15番渡部専一君、再質問ありませんか。

○15番（渡部専一君） 大項目の1番はよくわかりましたので、2番について再質問させていただきます。

事務改善と経費の節減の関係ですが、いろんな形で対応されておられると思います。私が先ほど申し上げたのは、数値目標を設定してどこまで到達したかという、その努力の結果がわかるような方法をとられた方がよろしいのではないかと質問でありました。結果を広報等で公表することによって、市民の皆さんからもこういうことが行われているんだということが非常にわかりやすくなるのではないかと思います。前段で公共施設の使用料金とか下水道の料金の話から入りましたが、そういう負担を求める一方で、行政側でどのような経費の節減策をやっているかということが非常に見えにくいということからの質問であります。この部分については行政側の身を削る、身を切る部分でありますので、ぜひ数値目標を設定して、それに向けてできればいいのではないかと思います。その辺のところをひとつお願いします。

○議長（渡部功君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 再質問にお答えします。

事務改善と経費節減についての再度の質問であります。数値目標を設定してやるべきではないかということですが、24年度の予算編成に当たりまして前年度比5%の削減を目標としたところであり。今後、さまざまな事務改善と経費節減について今の御意見を参考にしながら、できるだけ明確な数値目標を設定して、それに合わせてどのようなことをきっちりやったらいいかということを検討させていただきたいと思っております。

○議長（渡部功君） 15番渡部専一君。

○15番（渡部専一君） 次に、大項目3番の地方債について伺いをいたします。

起債残高、そして償還部分の実質償還分について、よくわかりました。一つ伺いたいことは、借り入れ残高が32年度まで縮減されるようなシミュレーションをされております。例えば事業費の95%の充当率で7割が交付税算入されるという有利な起債もありますので、まちづくり、事業を進める上でも大変有効に活用できるものと思います。有効活用を考えるということも大事なことでありますが、実際には、どれくらいの残高が由利本荘市の場合には適当なのか、その辺のところは少しわかりにくいという感じがします。類似団体との比較はできないということですが、それに近いような比較はできないものでしょうか。

○議長（渡部功君） 長谷部市長。

- 市長（長谷部誠君） 詳細について担当の方から答えさせます。
- 議長（渡部功君） 阿部総務部政策監兼財政課長。
- 総務部政策監兼財政課長（阿部太津夫君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

まず、今後のシミュレーションにつきましてですけれども、代表質問の際に三浦議員にもお答えしましたとおり、今のところ総合発展計画では26年度までの事業しか決まっておきませんので、それを予算推計しております。それから、市長が答弁しましたとおり27年度以降につきましては消防のデジタル無線整備に10億円、それから国療跡地の整備については、まだどうするかわかりませんので、仮に10億円だけしか見ておりません。これらについては、どちらも過疎債を見ております。あと、それ以降の32年度までにつきましては、今のところ全然事業が決まっておきません。皆さんに示しておりますシミュレーションの中で20億円、これは過疎債も合併特例債も今後の見通しが立っておりませんので、何も交付税算入のない起債を仮置きしているということでもあります。

それから、後段の質問でございますけれども、幾らのところがどうこうという試算はしたことがございません。今回の渡部議員の質問の中で、市民1人当たりの起債残高が86万円前後というところがありましたけれども、市長が答弁をした交付税算入による軽減を差し引きますと、1人当たりの起債残高というのはおよそ28万7,000円になります。ですので、制度があるから事業をやるのではなくて、今後どういう事業が必要なのか、次期計画を策定する段階で事業を見まして、財政がどのくらい対応できるのか、そういう協議を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

- 議長（渡部功君） 15番渡部専一君。
- 15番（渡部専一君） 財政シミュレーションの関係ですが、平成23年6月の説明資料で、27年度に673億円、10年後の32年度に482億円に減少するという表がありますので、それを質問の中に入れてあります。シミュレーションは仮置きしている部分もあり、また、予定されているものは入れてあるということで、そんなに変わらないという御答弁をいただきましたが、財政の数字というのは、生き物でありますので事業によって相当変わるのではないかと自分自身ではそういうとらえ方をしておりました。でも今、変わらないということでしたが、22年8月の説明資料によれば、このシミュレーションの27年度は543億円、10年後の32年度には387億円となつてまして、100億円から120億円ぐらい違っているんですが、実際に事業が実施されていった場合でもそんなに変わらないということになるんでしょうか。

- 議長（渡部功君） 阿部総務部政策監兼財政課長。
- 総務部政策監兼財政課長（阿部太津夫君） まず、27年度以降の国療整備に係る起債と、デジタル無線整備に係る起債につきましては、過疎債を使つてのそれぞれ10億円と申し上げました。そのほかに算入率のない20億円の起債でございますけれども、合併特例債が5年延長になるという動き、それから、きょうの情報によりますと過疎債につきましても延長の方向でございます。昨年6月の説明段階ではこうした情報がなかったものですから、20億円について、通常の起債しか見ておりませんけれども、合併特例債と過疎債の制度が延長となった場合には、以前にも市長が答弁しておりますとおり約3倍の事業ができるということになります。20億円のものに対して3倍ですから約60億円ぐ

らの事業ができます。24年度の起債が約40億円から50億円程度で推移して、大体いいところだと思っておりますので、これから27年度以降の事業がどうなるか見当がつきませんけれども、ある程度の事業には対応できるものと思っております。

○議長（渡部功君） 15番渡部専一君。

○15番（渡部専一君） わかりました。

基準外繰り入れについて伺いたいと思います。

今答弁をいただいたばかりで、ちょっと数字の整理がまだつかない部分もありますが、基準外繰り入れが4億円ほどという答弁でありましたが、事業実施していく段階で、これは当然一般財源へ負担がかかる部分でありますので、この額によっては事業の年度割を変えるなど、前に持ってくるというのは余りないと思いますが後に送っていくとか、そういう調整はやられておられると思いますが、その辺のところをお願いします。

○議長（渡部功君） 阿部総務部政策監兼財政課長。

○総務部政策監兼財政課長（阿部太津夫君） 特別会計につきましては、平成19年・20年度の事業調整の段階で、例えば公共下水道ですと、それまで10億円を超えるペースできておりましたけれども、今、約3億円ほどのペースできております。一度事業をしますと償還に約30年ほどかかりますので、今の3億円から4億円のペースでやっていきたいと事業課の方にはお願いをしているところです。

以上です。

○議長（渡部功君） 15番渡部専一君。

○15番（渡部専一君） 大項目4番、保育所の関係でお願いします。

まずは安全対策の関係で、昭和56年以降の木造建築物については耐震調査の必要がないということでありまして、耐震については安全だという解釈しましたが、よろしいでしょうか。

○議長（渡部功君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 担当部長から答えさせます。

○議長（渡部功君） 猪股市民福祉部長。

○市民福祉部長（猪股健君） 市長が答弁申し上げたとおりでございますけれども、一番古い建物につきまして亀田保育園が昭和58年建築でございます。基準が56年6月以前建築ということでありまして、これを見ますと早急に耐震化対策を講じる必要はないだろうと思っておりますが、大震災をきっかけにそれなりの点検はさせていただきました。今後も専門家による点検を検討しながら対応してまいりたいと思います。

○議長（渡部功君） 15番渡部専一君。

○15番（渡部専一君） 津波対策ということで標高調査もすべて行っておるようですが、保育園自体への標示はされているのでしょうか。

○議長（渡部功君） 猪股市民福祉部長。

○市民福祉部長（猪股健君） 今は特にはいたしておりません。

○議長（渡部功君） 15番渡部専一君。

○15番（渡部専一君） 保育所運営の方向性についてですが、市長から民間移行も視野に入れ検討するという答弁がありました。きのうの保育所の質問に対しても、「民営化も有力な選択肢である」と答弁をされたようであります。決定までどれくらいかかるか

わかりませんが、今の段階は問題が絞り込まれてきて、早めはその方向性を示せる状況にあるのか、あるいはまだまだ検討しなければならないことが相当数あるのか、その辺のところをひとつお願いしたいと思います。

○議長（渡部功君） 猪股市民福祉部長。

○市民福祉部長（猪股健君） 23年度において課題などを相当整理させていただきました。

なお、24年度も、もう少し深く掘り下げて課題を整理し、民営化を視野に入れた考えを示していくという予定になっておりまして、突っ込んだ具体策について早急に皆さんにもお示ししたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（渡部功君） 15番渡部専一君。

○15番（渡部専一君） 以上で質問を終わります。

○議長（渡部功君） 以上で、15番渡部専一君の一般質問を終了いたします。

この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時35分 休 憩

午後0時59分 再 開

○議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。14番今野英元君の発言を許します。14番今野英元君。

【14番（今野英元君）登壇】

○14番（今野英元君） 国は、放射能汚染の拡大を防ぐことの先頭に立って、公害や環境汚染から国民を守る立場にあります。

しかし、今回の震災瓦れき受け入れ焼却は、燃やすことによって放射能のちりの放出源をふやすことにつながります。汚染を広範囲に再拡散し、より多くの住民や働く人の内部被曝の要因をつくり出すこととなります。

環境省がこの方針の策定に当たって十分に必要な論議をしたのか、そのような形跡は見当たりません。

当市では昨年12月19日、災害廃棄物の処理に係る検討会を設置したことは御承知のとおりであります。

大切なことは、この検討会で市の方針を定めるに当たって、どのような検討・議論を積み重ねたのかであります。過去の原発事故がどのような事態をもたらしているのか、健康被害がどのような範囲で広がっているのか、低線量被曝が多くの人間にどのような影響を与えたのか、内部被曝が広島、長崎、そしてチェルノブイリでどのような悲惨な影響を与えたのかなどの検討をしなければならないはずであります。

そこで大項目1、震災瓦れきの処理について、（1）過去の原発事故による健康被害について、今回、市の検討会においては、過去の原発事故についてどのような検討・論議を行ってきたのでしょうか、まず最初にお伺いいたします。

次に、（2）低線量被曝、内部被曝についてお聞きします。

震災瓦れき問題は、低線量被曝、内部被曝の問題でもあります。

福島第一原発事故の放射能が環境に拡散される中で、政府や専門家と言われる人たちにおいて「直ちに健康には害がない」との大合唱が行われました。

しかし放射能は、大気や水、食べ物を通して、さまざまな経路を通過して私たちの体の

中に入り込んできます。震災瓦れきの燃焼も同じであります。当たり前の話ですが、ある測定値が基準値以下であっても全数量の検査は不可能であります。そして個人個人の総被曝量の計算も不可能である限り、どうして絶対の安全が担保されるのでしょうか。放射能は、土壌や大気、飲料水、食品に不均等に混入してきます。魚などは回遊し、そして魚の種類によっては生体機能も異なってまいります。

多くの市民が、瓦れき燃焼で不安を抱き始めているのは当然のことであります。そしてこの不安は、まさに根拠のある不安であります。

確かに、今直ちに健康に害はないかもしれませんが、しかし、放射能の本当の恐怖は、低線量・内部被曝によって5年、10年、20年後に生じる、遅く発症するという晩発性にあります。内部被曝は外部被曝と違った作用によって、長期間、人間の体を損傷し続けます。この問題に対する市の考え方をお伺いいたします。

次に、(3)ドイツ放射線防護協会の忠告についてであります。

①放射性物質の拡散について、②希釈政策についてであります。昨年、2011年11月27日にドイツ放射線防護協会が福島原発事故関連に関する声明を発表しました。内容は、瓦れき処理を目的として、全国に瓦れきを拡散させることをやめるようにということです。放射性物質は拡散させてはいけない、これが一つであります。

2つ目は、放射性物質を希釈してはいけない。つまり、これは由利本荘市でも家庭ごみに10%混入して燃やすと言ってますけれども、汚染された物質と一般ごみを混ぜて希釈することには、国際的に禁止する合意があるということドイツ放射線防護協会が忠告しております。この2つの件に関しまして、市の見解をお聞きするものであります。

次に、(4)震災瓦れき受け入れ処理についてであります。

①仙台市の例についてであります。仙台市の瓦れき発生量は、年間のごみ総量の3.5倍、135万トンあると言われております。仙台市環境局では対策室を設けまして、阪神・淡路大震災復興のノウハウを参考に、瓦れきの総量を推計し、「現場で粗選別した後市内3カ所の搬入場にて細分化を行い、できるだけ資源化する。」という基本方針を立てました。そして、瓦れきの整理、仮置きする場を設け、処理施設の建設を進め、2014年3月まで独自で処理を完了させるという方針を出したのであります。

仙台市のように震災を受けた場所でも、人や物やお金、技術、そして知恵があれば自前の処理が可能であるということでもあります。

次に、②陸前高田市の例についてであります。

陸前高田市長の戸羽太氏が、「被災地の本当の話をしよう」という本を書いております。彼は奥さんを津波で亡くしています。戸羽市長によれば、塩分を含んだ瓦れきは機械の故障の原因になるということで、外部の業者になかなか引き受けてもらえない。そこで、陸前高田市では独自で瓦れき処理専門プラントをつくるという計画を立てたそうです。しかし、手順や法律が間に合わないということで県から許可がもらえなかったという例があります。独自でやりたいけれども県が許可をしなかった。戸羽市長は大変憤慨しております。

最後に、③久慈市、洋野町、普代村の対応についてであります。今回の岩手県の沿岸北部4市町村のうち、野田村だけが瓦れき処理を依頼する見通しであります。岩手県全体で476万トンの瓦れきですから、そのうちの1割強となる57万トンを県外に対して処

理を頼むということで、秋田県が13万トンです。そのうち可燃物の混合物が2万9,000トンありますけれども、久慈市や普代村、洋野町は自前で処理をするということを言っています。なぜ自前で処理をするのか。地元の雇用創出、活性化のために地元の業者に運搬処理を委託すると言っているのです。野田村の1万6,700トン、これをどう処理するかが今問題になっていますが、これは地元の雇用のために、自前でやればできるということを示しております。

この3つに関しまして、市の見解をお聞きしたいと思います。

次に、(5)震災瓦れき受け入れ処理の根拠となる法律についてお聞きします。

環境省は昨年6月23日に、放射能汚染瓦れきは、焼却し、埋め立てするという通常処理をしてよいという方針を決めました。この環境省の瓦れき処理の方針は、もう少し具体的に言うと次のようなものであります。

可燃性の瓦れきはバグフィルターを備えた市町村の焼却炉で燃焼してよい。これが第1点であります。

第2点目に、不燃ごみや焼却灰は放射能の汚染度に応じて埋め立て、保管を考え、放射性セシウム濃度が1キログラム当たり8,000ベクレル以下のものについては通常の埋め立てでよい。8,000ベクレルを超え10万ベクレル以下のものについては、一時保管をする。10万ベクレルを超えるものについては、遮へい施設で保管する、としています。

3点目は、クリアランスレベルはリサイクルするときだけに適用する。

4点目、これが大切なんですけれども、福島県内の瓦れきに限っては福島県内各市町村の処理施設で処理をするということです。

この1点目から3点目については、環境省が全国の自治体に丸投げし、やってもらうような方針をつくったということであり、この方針の根拠となる法律は何なのかお聞きしたいと思います。

また、市では野田村の可燃物を10%の割合で、一般家庭ごみに混ぜて燃焼した場合の計算値を1月20日に私たちに提示しました。1キログラム当たり243.09ベクレルという数字でありますけれども、この数字は安全な数字なのでしょうか。通常埋め立てとしていい数字か、お聞きしたいと思います。

次に、(6)環境省災害廃棄物安全評価検討会についてお聞きします。

この埋め立て基準を決めた検討会は有識者会議と呼ばれていますが、非公開で議事録も公開されていません。各自治体の担当者、住民からは、「どんな議論で基準が決まったのかわからない」という声が出ています。

①埋め立て基準値についてお聞きしますが、この決め方は大変不透明であると言われております。

2011年の6月に、それまで基準のなかった放射能を含むごみの管理型処分場での埋め立て基準を1キログラム当たり8,000ベクレルとしました。しかし、8月には10万ベクレルまで可能とするのであります。このことに大変な不信感が広がっております。この基準値の決め方について、市の見解をお聞きしたいと思います。

次に、②8,000ベクレルの科学的根拠について及び③年間1ミリシーベルトの科学的根拠についてお聞きします。

今回の原発事故による震災瓦れきの問題は、低い線量の放射性物質が膨大に放出され

たことが問題になっているのです。例えば、8,000ベクレルの汚泥が200トンや500トンという想定外の規模になった場合に、土壌のセシウムは粘土層に付着して濃縮の可能性が高くなり、危険だという指摘があります。この8,000ベクレルと年間1ミリシーベルトの科学的根拠はどこにあるのかお聞きします。

次に、④放射性物質の総量についてお聞きします。放射性物質の総量が多くなると、必ず濃縮されて想定外の高い濃度になり、危険度が増すと言われておりますが、市はどのような見解を持っているのかお聞きします。

次に、⑤の独自基準についてであります。山形県では瓦れき処理に当たって、放射性物質の濃度が1キログラム当たり8,000ベクレルの半分以下、つまり4,000ベクレル以下であるということを条件に宮城県からの受け入れを行っておりますけれども、もし本市が受け入れる場合に独自基準をつくるかどうか、お聞きしたいと思います。

次に、(7)震災瓦れき焼却による濃縮と拡散について、①バグフィルターについてお聞きします。

環境省の資料や3月1日発行の秋田県の広報に放射能瓦れきのことが載っております。どちらもバグフィルターで放射性物質はほぼ100%、数字にすると99.99%除去されるとしております。当市では、この99.99%、ほぼ100%除去できるということを検証したことがあるでしょうか。この放射性物質を99.99%除去できるという説は本当に信頼できるとお思いでしょうか。

また、排ガスから放射性セシウムは検出されなかったと報告されていますが、この件についても市では信頼できる説と思っているでしょうか。そのことについてお聞きします。

また、②バグフィルターを扱う人の被曝とその処理について、また、③バグフィルターの費用について質問いたします。

次に、(8)放射性セシウム以外の核種の計測についてであります。

放射線には、アルファ線、ベータ線、ガンマ線がありますけれども、ガイガーカウンターなどで計測できるのは貫通力の高いガンマ線のみであります。それにもかかわらず安全宣言をして、事故収束をしているとの報道も見受けられました。

飛距離が短くて、一たん体内に取り込まれると非常に危険なアルファ線核種とベータ線核種の計測を行わないということは、そもそも安全を保証することにはならないのではないかと思います。市の見解をお聞きします。

次に、(9)由利本荘市のごみ処理施設についてお聞きします。

市町村の清掃センターの焼却炉は、基本的には市町村や幾つかの市町村でつくる一部事務組合の所有物であります。その運営は、市町村自身が計画を立てて行っていますので、国が決めても市町村が受け入れなければ、焼却や埋め立ては進まないことになっており、まさに地方分権的な施設であります。

今回の環境省の方針は、埋め立て処分するものについては放射能の汚染濃度の規制値を1キログラム当たり8,000ベクレル以下と定め、燃やすごみについてはクリアランスレベルの100ベクレルとしています。当初、環境省は燃やすごみについての基準を示さず、燃やした後の出口で基準を守るようにすればよいとしていました。

環境省は、水銀や鉛、カドミウムなどの重金属について、ごみ焼却炉での排ガス規制

を行っていませんし、放射性廃棄物についても規制はありません。本当に出口で規制することができるのでしょうか。排ガス規制がないということは、市町村の焼却炉で放射能汚染された廃棄物を燃やしたとき、汚染された物質が周辺へ垂れ流しになるということでもあります。

そこで、①本荘清掃センターの処理能力について、②埋立地について、及び③矢島鳥海清掃センターについてお聞きするものであります。本荘清掃センター、矢島鳥海清掃センターは、放射能汚染に対処できる処分場なのでしょうか。また、除染には水処理が不可欠となりますけれども、排水の処理、そして埋立地の処理能力、安全性についてはどうなのでしょうか、お伺いいたします。

次に、(10)労働の安全確保についての安全確保のマニュアルについてであります。

今回の環境省の瓦れき処理方針の最大の問題点は、放射能汚染物の焼却にあります。空気・水を汚して、ごく少量でも内部被曝に直結する点を全く無視しているのであります。

放射性セシウムのクリアランスレベルとして、1キログラム当たり100ベクレルが安全とは言いますが、清掃工場の焼却炉のストーカーや灰だめ、排ガス除去装置の各所に放射性廃棄物がたまり、その除染を行わなければならなくなります。また、作業の安全性も問われ、費用も自治体で賄える額なのか、そうでなくなるおそれが十分にあります。

由利本荘市には放射性廃棄物の取り扱いの資格を持った職員が配置されているのでしょうか。また、労働の安全確保のマニュアルはあるのかお聞きします。

(11)住民説明会についてお聞きします。

今回の震災瓦れき処理の問題について、住民にわかりやすく説明することは大変重要なことでもあります。原発事故が起きて原発安全神話は崩壊したかに見えますが、それでもまだ、原発の再稼働、原発技術の維持、原発輸出などを支持する根強い意見があります。

3月2日の朝日新聞の報道によると、福島県商工会議所連合会会長瀬谷俊雄氏は「福島第2原発の再稼働で企業を支えなければ復興は無理」と言っています。つまり、福島第2原発をもう1回動かせということを行っているんです。また、「福島再生特措法ができて効果は期待できない。これはまるで2階から目薬をさすようなものだ」という驚くべき発言をしております。このような方が福島県と政府の復興再生協議会のメンバーなのです。

確かに今、原発安全神話が崩壊しましたが、この原発安全神話崩壊までに私たちは膨大で、目のくらむような高い高い授業料を払い、多くの人々の死や犠牲があったのです。

しかし、今ここにきて放射能安全神話なるものが沸き起こってきております。震災瓦れきの焼却で、ますます放射能は安全だという国の声が大きくなり、秋田県も同調するようになっております。

住民説明会についてですけれども、市では当初、施設周辺の南内越や小友地区の住民を対象とした説明会を行うとしていましたが、その対象を拡大する意向はないのでしょうか。

また、秋田市で行われた説明会では、対象者は燃焼試験を行う市総合環境センターの半径3キロメートル以内の住民としたことから、市民から不満の声が上がりましたけれども、このように対象者を制限するつもりはあるのでしょうか。

また、矢島・鳥海地域についてはどの場所で行うのかお聞きしたいと思います。

住民説明会では、市民に対してできるだけ資料・情報を提供するように要望するものでありますけれども、その用意があるのかどうかお聞きしたいと思います。

以上、瓦れきの問題であります。

続いて大項目2、由利本荘市物産館ゆりぷらざについてお聞きします。

カダーレ内に由利本荘市物産館ゆりぷらざがオープンして約3カ月になろうとしています。市内の物産品や農産物の販売を行うとともに、本市の特産品を広く宣伝し、組合員の販路拡大並びに生産意欲の高揚と所得向上を図る目的には大いに賛同するものであります。このゆりぷらざが経営的に成功してカダーレの核となり、組合員の事業意欲がますます向上することを期待するものであります。

そこで、次の点について質問したいと思います。

運営予算を見ますと、販売手数料を売り上げの15%と設定しております。この売り上げの15%が手数料というのは高すぎるという声があります。私も確かに高いと思います。この15%という設定について、市の指導や助言はどのようなものであったのかお聞きします。

また、市からテナント料補助、運営補助が行われておりますけれども、経営安定のために当面は打ち切ることをないようにしてほしいという声があります。市の意向はどのようなものかお聞きします。

次に、販売組合事務局は、市の観光振興課となっておりますが、どれくらいの期間を予定しているのかお聞きします。

最後に、当初、このゆりぷらざの1日の売上額をどの程度と予想していたのか。また、現在の1日の売上額はどのくらいなのかお聞きします。

以上で、終わります。

○議長（渡部功君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） 今野英元議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、震災瓦れきの処理について、（1）過去の原発事故による健康被害についてにお答えいたします。

今回の震災による原発事故は、無自覚のうちに被曝してしまう危険性がある放射能の恐ろしさを世界中に知らしめる事態をもたらした重大な出来事であり、過去の原発事故では、26年前に発生したチェルノブイリにおける事故が同レベルの事故としてありました。

放射線被曝による健康被害は、大量被曝による致命的な被害や、25年以上経過した現在まで周辺住民の白血病や子供の甲状腺がん発病の増加などを初めとして、さまざまな健康被害があらわれていることが知られており、原発事故による被曝が人間の健康上に与える被害は甚大であると認識しておるところであります。

市では、昨年庁内に設置した災害廃棄物の処理に係る検討会において、国が定めてい

る放射線濃度等の安全基準、放射能測定結果などの確認や市の施設の現状分析、安全性を確認するために行う燃焼試験の際の放射線測定方法や市民への説明内容について慎重に検討しております。

次に、（２）低線量被曝、内部被曝についてにお答えいたします。

低線量被曝の危険度につきまして、広島・長崎における原爆被曝者の長年にわたる追跡調査によるデータを解析した結果から、低い被曝量であっても被曝者のがん発生率が増加していることを示しており、低線量被曝による健康被害につきましても軽視できないものであると考えております。

また、放射能汚染された食物の摂取による内部被曝についてであります。外部被曝による急性放射線症と違い、数年から10年以上を経て、白血病や甲状腺機能低下などあらゆる症状が起こり得る晩発性障害が深刻になります。

このように低線量被曝や内部被曝による健康被害は、すぐに症状があらわれるものと違い、かなりの時間が経過してから認識されることが多いため、その対処については十分慎重にならざるを得ないと考えております。

次に、（３）ドイツ放射線防護協会の忠告について、①放射性物質の拡散について、②希釈政策については、関連がありますので一括してお答えいたします。

ドイツ放射線防護協会が忠告している内容に関しては、秋田県と岩手県の間で締結された基本協定の中でも規定されているとおり、環境省で提示した災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドラインにおいて、クリアランスレベル、いわゆる放射性物質として扱う必要のないものとされる災害廃棄物を受け入れ対象とするものであり、安全性の確保は図られるものと考えております。

次に、（４）震災瓦れき受け入れ処理について、①仙台市の例について、②陸前高田市の例について、③久慈市、洋野町、普代村の対応については、関連がありますので一括してお答えいたします。

被災された市町村それぞれが独自に復興に向けた取り組みを行うことに対しましては、敬意を表したいと思っております。

市としましては、これまで、被災地への職員の派遣、食料・水などの物的支援や被災者の受け入れなどの復興支援を行ってきたところであります。

しかしながら、被災地だけでの復興については限界があるものと思われまますので、今後も支援できることに対しては同じ東北の一員として可能な範囲で対応してまいりたいと考えております。

次に、（５）震災瓦れき受け入れ処理の根拠となる法律についてにお答えいたします。

処理の根拠となる法律は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、いわゆる廃棄物処理法であります。この法律に関連する廃棄物処理法施行令の一部を改正する政令並びに同施行規則の一部を改正する省令が昨年7月8日に公布・施行され、特例措置により、通常禁止されている一般廃棄物の処理の再委託を可能とする規定などが設けられました。このことにより、岩手県より秋田県を通じ、被災町村の災害廃棄物の処理を受託できることとなったものであります。

また同じく昨年8月18日には、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法が公布・施行され、災害廃棄物の処理に関する国の責務と費用負担等が明確

にされました。

さらに昨年8月31日には、原発事故以来の放射性物質による環境汚染に対処するため、放射性物質汚染対処特措法が定められ、この中に廃棄物処理法の適用関係が盛り込まれております。具体的には、警戒区域などの汚染廃棄物対策以外にある廃棄物で、汚染の程度が特別な管理を必要としないレベルのものは、廃棄物処理法を適用し、処理できることとなり、本年1月1日に施行された施行規則により、その基準となる放射能濃度が放射性セシウム合計で1キログラム当たり8,000ベクレル以下と定められたものであります。

なお、野田村の可燃物を市の一般家庭ごみと混ぜて焼却する場合の放射能濃度につきましては、国が示したガイドラインに基づき推計しておりますが、実際に燃焼試験を行い、安全性の確認をしたいと考えております。

次に、(6)環境省災害廃棄物安全評価検討会について、①埋め立て基準値について、②8,000ベクレルの科学的根拠について、③年間1ミリシーベルトの科学的根拠について、④放射性物質の総量について、⑤独自基準については、関連がありますので一括してお答えいたします。

埋め立て基準等につきましては、原子力安全委員会等、専門機関が示した考え方を災害廃棄物安全評価検討会が評価し、その結果を踏まえ環境省が取りまとめた、東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドラインに災害廃棄物の広域処理における安全性の考え方が示されております。

本市といたしましては、独自基準を設けることなく、このガイドラインに沿いながら、岩手県、秋田県の協定の枠組みの中で災害廃棄物の受け入れの可否を検討してまいりたいと考えております。

次に、(7)震災瓦れき焼却による濃縮と拡散について、①バグフィルターについて、②バグフィルターを扱う人の被曝とその処理について、③バグフィルターの費用については、関連がありますので一括してお答えいたします。

初めに、バグフィルターについてであります。本市の焼却施設には排ガス中の微粒子を除去する高性能のバグフィルターが備わっており、その集じん効率は99.9948%であります。

国では、排ガス測定結果から、バグフィルターで放射性セシウムがほぼ100%除去されていることから、大気への拡散の心配はないものとしています。

次に、バグフィルターを扱う人の被曝とその処理についてであります。焼却炉内部は密閉された状態で焼却していることから、施設内に排ガスが漏れ出すことは考えられず、職員による日々の点検でも安全確認を行っております。

バグフィルターの点検や交換は、プラントメーカーの作業員が適切な手順や安全基準に従って作業しているため、被曝のおそれはないものと考えております。

次に、バグフィルターの費用についてであります。バグフィルターの耐用年数は5年で、これまで2回の全面交換を実施してきており、平成21年度に行った交換では処分費を含めて約2,100万円となっております。

次に、(8)放射性セシウム以外の核種の計測についてにお答えいたします。

今回の福島原子力発電所事故により、ガンマ線を出す放射性セシウムのほかにも、ア

ルファ線を出すプルトニウムやベータ線を出す放射性ストロンチウムといった核種が検出されていることは、今野議員の御発言のとおりであります。

国の調査結果では、放射性セシウムに比べて、プルトニウムや放射性ストロンチウムの線量は非常に小さいと報告されております。

このことから、国では放射性物質の測定は、人体に一番影響を与えやすい、放射性セシウムでの沈着量に着目していくことが適切であるとしております。

市といたしましては、この調査結果に基づいてプルトニウムや放射性ストロンチウムの測定は行わず、国が示す基準やガイドラインに沿って放射性セシウムの測定をしてまいりたいと存じますので、御理解をお願いいたします。

次に、(9) 由利本荘市のごみ処理施設について、①本荘清掃センターの処理能力について、②埋立地について、③矢島鳥海清掃センターについては、関連がありますので一括してお答えいたします。

初めに、本荘清掃センターの処理能力は、1日16時間運転で97トンの処理能力ですが、現在は78トン焼却しております。

一方、矢島鳥海清掃センターは1日8時間運転で20トンの処理能力ですが、ごみの搬入量が少ないため、1週間で2日程度の焼却となっております。

また、埋立地につきましては、本荘清掃センターから排出される焼却灰を、本荘由利広域市町村圏組合が管理する埋め立て処分地と矢島鳥海清掃センター最終処分場の2カ所に埋め立て処理しております。

本荘由利広域市町村圏組合の埋め立て処分地の埋め立て率は、計画が約5万立方メートルに対して約64%であり、また、矢島鳥海清掃センターの最終処分場は、約2万5,000立方メートルの計画に対して約15%となっております。

両施設は排水処理施設を有する管理型最終処分場で、災害廃棄物の受け入れに伴う秋田県の埋め立て基準を満たしており、安全に埋め立て処分が可能であると考えております。

次に、(10) 労働の安全確保について、安全確保のマニュアルについてにお答えいたします。

清掃センターにおいては、施設安全衛生管理マニュアルや労働安全衛生規則により安全対策に万全を期しているほか、施設内の作業環境測定を実施し、安全で衛生的な職場環境の保全に努めております。

また、職員の健康管理につきましては、毎年2回、健康診断及び健康相談を実施し、健康状態の把握に努めております。

この災害廃棄物の広域処理にかかわる安全確保のマニュアルにつきましては、秋田県と岩手県との協定では1キログラム当たり100ベクレル以下が受け入れ基準であり、この基準は放射性物質に汚染されたものとして扱う必要がないため、現在の施設安全衛生管理マニュアルを遵守することによって職員・施設の安全確保は十分図られるものと考えております。

次に、(11) 住民説明会についてにお答えいたします。

燃焼試験を実施するための事前説明会につきましては、対象施設のある本荘地域及び鳥海地域において、他の地域の市民の皆様も参加できる形で行う予定であります。

また、試験結果を踏まえ安全性が確認された場合には、市民の皆様にご丁寧に説明をし、御理解を得た上で対応してまいりたいと考えております。

次に、2、由利本荘市物産館ゆりぷらざについてにお答えいたします。

本市の特産品を販売する施設として、文化交流館カダーレ内に由利本荘市物産館ゆりぷらざを開設いたしました。

この運営は、出店者が由利本荘市特産品販売組合を設立して、組合による運営方式をとっております。

販売手数料につきましては、市が市内の各直売所の手数料や経営状況、売り上げ予測での収支予算案などを参考として提示し、組合の総会において、組合員が15%に決定したものであります。

次に、市補助金と販売事務局につきましては、基本的には組合ができるだけ早い段階で自主運営することが望ましく、運営状況を見ながら判断してまいります。

また、日額売り上げの予想額につきましては、組合設立総会時に1日平均売上金を5万円で計画し、現在は1日平均10万円前後で推移しております。

しかし、カダーレの行事に大きく左右される日もあり、まだ安定した売上金があるとの判断はできない状況であり、品ぞろえや陳列など店舗としての工夫が必要であると感じております。

ゆりぷらざが市民の皆様方に広く利用され、地域経済の活性化につながるよう市としても支援をしてまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上であります。

○議長（渡部功君） 14番今野英元君、再質問ありませんか。

○14番（今野英元君） 1番の（1）過去の原発被害の問題ですけれども、秋田県の出前講座というのがあります。今回の原発事故を受けて県の環境部でやっている出前講座に行ったときの話で、1960年代から現在までで、この秋田県で一番放射線量が多かった3つの山があります。1つが1964年ころのロシアと中国が核実験をやったとき。それから、1986年のチェルノブイリの事故。それから、今回の福島県の事故。この3つの突出した大きい山があります。チェルノブイリの事故があったときに甲状腺のがんを医者が調べた、1991年にチェルノブイリで子供の甲状腺がんが多いということで、ウクライナの学者が甲状腺がんとチェルノブイリの原発事故との因果関係を調べて、20年たってようやく——2011年にWHOでその因果関係を認めたと。認めるまで20年かかっているんです。

（2）番の問題にも重なるので（1）番と（2）番、似たような質問になりますけれども、低線量被曝や内部被曝は、ここまですれば安全という基準はなく、ゼロに近づくほどいいということです。ですから、100ベクレルで安全という基準はないということです。市の答弁で、最初のところは私と同じ意見でしたけれども、内部被曝については、ここまでは安全であるという基準はなく、ゼロに近づかなければ安全ではないという意見がありますけれどもどうですか。内部被曝の問題をもう一度聞きたいと思いません。

○議長（渡部功君） 暫時休憩します。

午後 1時53分 休 憩

午後 1時54分 再 開

○議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

当局の答弁を求めます。長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 再質問にお答えをしたいと思います。

低線量被曝についての御質問でございましたが、この低線量については、国際的な定義はないわけでありますが、最近では200ミリシーベルト以下とされることが多いと承知いたしております。

低線量被曝による健康影響に関する現在の科学的な見地は、主として広島・長崎の原爆被害者の半世紀以上にわたるデータに基づくもので、被曝線量が100ミリシーベルトを超えるあたりから被曝線量に依存して発がんリスクが増加することが示されております。また、100ミリシーベルト以下では放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しいとされております。

これは、細野原発担当大臣の要請により設置された低線量被曝のリスク管理に関するワーキンググループの報告書によるものであります。

なお、被曝量が少なければ悪影響がないとされるしきい値はないとされている説もあると承知いたしております。

○議長（渡部功君） 14番今野英元君。

○14番（今野英元君） もし、福島原発事故前に内部被曝、低線量被曝を認めれば、原子力が安全だということが言えなくなるんです。ですから、政府では低線量被曝と内部被曝をほとんど認めなかった。低線量被曝を語る人はアウトサイダー、部外者扱いされてきたんです。福島に11個の原発があっても、福島大学の医学部に内部被曝を研究する機関が何もない、こういう状況です。今、市長は環境省の資料をもとに発言されましたけれども、環境省の資料なんか当てにしていたってだめなんです。自分たちで独自の資料をつくらないといけない。要するに100ミリシーベルトが安全かどうかなんていうことは今言えません。1日10ベクレルを1,000日とると、大変高い数値に上がっていく。ですから、内部被曝については市できちんともう一回、安全性を確かめるようにしてください。この件について、理論的・科学的な市の見解があるのかどうかお聞きします。

○議長（渡部功君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 内部被曝の市の見解について、もう一度検討させていただきたいと思えます。

○議長（渡部功君） 14番今野英元君。

○14番（今野英元君） その件に関しては、わかりました。

では、（3）ドイツ放射線防護協会の忠告ですけれども、クリアランスレベルなので安全である、そして燃やしてもいい、広域処理も可能だということをおっしゃいましたけれども、このクリアランスレベル、クリアランス制度というのはどういう制度か御存じでしょうか。

○議長（渡部功君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 担当部長から答弁をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（渡部功君） 猪股市民福祉部長。

○市民福祉部長（猪股健君） クリアランスレベルについてでございますけれども、これも環境省が提示した災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドラインにおいてうたわれておまして、いわゆる今回の広域処理に係る廃棄物につきましては放射性物質として扱う必要のないものと示されております。

以上でございます。

○議長（渡部功君） 14番今野英元君。

○14番（今野英元君） 全然違います。原子炉を廃炉にするときにクリアランス制度を使うんです。広域処理のためにクリアランス制度を使うんでないんです。原子炉を廃炉するときに100ベクレル以下のものを再利用できるものは再利用しましょうということのできたのがクリアランス制度なんです。今、日本に54基、世界にもいろいろな原発がありますけれども、クリアランス制度を使って処理をするというのは、今回の日本の瓦れき処理が初めてです。環境省が横取りしたというか、つまみ食いをして今の瓦れき処理にもってきたということです。クリアランス制度は廃炉のためにつくられた制度であって、瓦れき処理のためにつくられた制度ではないです。ですから、クリアランス制度、クリアランスレベルの確認をしなければいけない。国の制度や許可、国による判断の確認をしなければならぬ。これをやらないクリアランス制度なんていうのは全く意味がないんじゃないですか。これは環境省が、ある制度をつまみ食いしてもってきたということですけれども、御意見を聞かせてください。

○議長（渡部功君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） ただいまのクリアランスレベルの再質問でございますが、先ほど私が答弁したように秋田県と岩手県の間で締結された基本協定の中でも規定されております。その上で環境省が提示した災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドラインにおいても、クリアランスレベル、いわゆる放射性物質として扱う必要のないものとされております。その災害廃棄物を受け入れ対象とするわけでありますので、私どもとしては安全性の確保は図られるものと考えております。ですから、岩手県と秋田県の協定締結を尊重する、あるいは環境省で示したガイドラインというものを、市としてはある程度尊重して対応したいということであります。

○議長（渡部功君） 14番今野英元君。

○14番（今野英元君） 今回の瓦れきの処理をするに当たって、やっぱり環境省は悩んだんです。どうやって法律をつくろうか。広域処理をして、しかも基準値以下のものにしなければいけない。そのときにクリアランス制度というのがあって——だから最初言ったようにクリアランス制度というのは原子炉を廃炉するときの制度なんです。それを今回の瓦れき処理にもってきたんです。瓦れき処理のための制度じゃないんです、これについてはどうですか。

○議長（渡部功君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 先ほど私が答弁したことに尽きるわけですが、私も専門家ではありません。しかし、秋田県と岩手県の協定、あるいは環境省で提示したものについては、国の提示でありますので、それを尊重するというのが我々の立場だと思います。

○議長（渡部功君） 14番今野英元君。

○14番（今野英元君） これはもう何回やっても同じ答えしか返ってこないんですよ。

わかりました。

それでは、10%希釈するということが、一般ごみと混ぜて焼却するというのはなぜですか。

○議長（渡部功君） 猪股市民福祉部長。

○市民福祉部長（猪股健君） これも環境省、あるいは県からの指導、ガイドラインに基づくものでございまして、10%程度を一般ごみに混ぜて焼却する。そうなりますと、先ほど来クリアランスレベルと申し上げておりますが、これをクリアできるということでの10%と私は理解しております。

○議長（渡部功君） 14番今野英元君。

○14番（今野英元君） 秋田県の資料でも「10%から20%希釈する。」と書いているんです。私は電話で聞いてみました。「なぜですか」と。そしたら、「カロリーが高くなって炉が壊れるおそれがあるから、10%から20%希釈しなければいけない」と答えました。「なぜカロリーが高くなるんですか」と言ったら、「うーん」と理由を答えませんでした。「放射能が入ってるからですか」と言ったら、答えませんでした。放射能が入ってるから、カロリーが高くなるんじゃないんですか。

○議長（渡部功君） 猪股市民福祉部長。

○市民福祉部長（猪股健君） そのようには認識しておりません。先ほど申し上げたとおりの認識をしているところでございます。

○議長（渡部功君） 14番今野英元君。

○14番（今野英元君） 10%希釈するということが環境省が言ってますけれども、環境省のデータには、なぜということは書いてないんですか。

○議長（渡部功君） 猪股市民福祉部長。

○市民福祉部長（猪股健君） 先ほど10%、20%というお話がありました。一般ごみの処理も通常行わなければなりません。そうしたことで一緒に焼却する場合を想定して10%から20%、そしてそのぐらいの混焼率であればクリアランスレベルを遵守できると理解しております。

○議長（渡部功君） 14番今野英元君。

○14番（今野英元君） 秋田県の説明の方が、まだはっきりしています。カロリーが高くなって炉の損傷のおそれがあるっていう方がね。そう思いませんか。

○議長（渡部功君） 猪股市民福祉部長。

○市民福祉部長（猪股健君） 他の県で実際に焼却をしている自治体がございますけれども、そのデータではカロリーが高くなるということは示されてございません。

○議長（渡部功君） 14番今野英元君。

○14番（今野英元君） これも今の議論を重ねていっても、平行線だと思いますので、次の質問に移ります。

（5）瓦れきの受け入れ処理の根拠となる法律についてです。私は今回環境省がトリックを使ったと思っているんですけれども、本当はこの原発の災害に関しての、瓦れきの受け入れ処理に関しては法律がないと言った方がいいんです。福島県に原発の対象特措法が適用になっておりますけれども、あれ1本でやると余りにも瓦れきの量が多すぎる。放射能特措法だけでは対応できなくなるので、各市町村の炉を使って各自治体に

処理をお願いしなければいけない。ただそこでさっき言った100ベクレル以下のものと、それから広域処理をしないといけないという2つの問題が環境省にはあったんです。ですから法律を変えて、広域処理もできるようにした。廃棄物処理法が変わったときには、一般計画を見直さなければいけないという条項ありますよね。きょねんの8月に法律が変わって、やり方が変わったわけです。従来の廃棄物処理法では、ちゃんと区域が限定されたところでしか処理してはいけないというのが、広域処理できるようになった。そのときに市の方では条例なりを改正しましたか。議会に知らせたでしょうか。この件についてお聞きします。

○議長（渡部功君） 猪股市民福祉部長。

○市民福祉部長（猪股健君） 条例は変更してございません。今回の災害廃棄物の処理につきましては、先ほど来申し上げておりますように一般ごみと同様の処理ができるものということでありまして、市の焼却施設は一般廃棄物処理施設でございまして、これまでどおり行うことができますので条例の改正は必要ございません。そのように理解しております。

○議長（渡部功君） 14番今野英元君。

○14番（今野英元君） でも、広域処理の問題はどうですか。広域処理するということは今までと違うんですよね。ですから条例関係を含めて直すところは直さないといけないんじゃないですか。

○議長（渡部功君） 猪股市民福祉部長。

○市民福祉部長（猪股健君） 広域処理について、他市町村、あるいは県外からのごみを受け入れる場合、このことにつきましては廃棄物処理法の中で規定されておりまして、県の協定の中にもございますけれども、市町村あるいは県が事前に協議をして対応するというようになっており、条例の改正は必要ないものでございます。

○議長（渡部功君） 14番今野英元君。

○14番（今野英元君） 例えば市の環境基本条例の見直しをしなくていいんですか。

○議長（渡部功君） 猪股市民福祉部長。

○市民福祉部長（猪股健君） 見直しは必要ないと理解しております。

○議長（渡部功君） 14番今野英元君。

○14番（今野英元君） 環境基本条例の中で環境審議会というのがありますね。環境審議会を開催して、専門委員の意見を聞くという予定はないんですね。

○議長（渡部功君） 猪股市民福祉部長。

○市民福祉部長（猪股健君） 繰り返しになりますけれども、今回の瓦れきの処理、廃棄物の広域処理につきましては一般ごみと同様の処理ができるものでございますので、特別、審議会にかかる必要性はないと考えます。

○議長（渡部功君） 14番今野英元君。

○14番（今野英元君） これも平行線になりますので、次の問題に行きます。

災害廃棄物の広域処理についての資料を私たち市議会議員ももらいました。その中で野田村の可燃物を一般家庭ごみに10%混ぜて混焼した場合に、放射能の濃度測定値が1キログラム当たり243.09ベクレル。この数字はどういう数値ですか。埋め立て基準値に合致している数値ですか。

- 議長（渡部功君） 猪股市民福祉部長。
- 市民福祉部長（猪股健君） 野田村の可燃物の放射能濃度を示した資料がございまして、これが73ベクレルとお示しをいたしました。これを一般家庭ごみに10%混ぜて焼却します。これが33.3の濃縮率でございますけれども、この73ベクレルの可燃物を焼却しますと、基準値以下、埋め立て焼却灰としては8,000ベクレル以下となるという理解をしております。
- 議長（渡部功君） 14番今野英元君。
- 14番（今野英元君） 埋め立て基準値になるという答弁でしたか。
- 議長（渡部功君） 猪股市民福祉部長。
- 市民福祉部長（猪股健君） 埋め立ての基準内と理解しております。
- 議長（渡部功君） 14番今野英元君。
- 14番（今野英元君） 243.09ベクレルが埋め立ての基準になる。秋田県ではそう言ってません。県では240ベクレルを超えれば埋め立ての基準から外れる。一時保管しなければいけないと言ってます。3.09ポイントオーバーしているんです。もしこの数字であれば、焼却灰は8,000ベクレルを超える数字です。240ベクレル以下だと8,000ベクレルより下がります。7,990台ですね。これは埋め立て基準ではなくて、一時保管になる数字なんじゃないんですか。
- 議長（渡部功君） 暫時休憩いたします。
- 午後 2時16分 休 憩
-
- 午後 2時18分 再 開
- 議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
- 当局の答弁を求めます。猪股市民福祉部長。
- 市民福祉部長（猪股健君） 再度お答えいたします。
- 野田村の可燃物の放射能濃度、現物でございますけれども、これが73ベクレルという資料を提供いたしました。これを焼却しますと33.3倍に濃縮される。濃縮されますと、これが243ベクレルになる。したがって、焼却灰の埋め立て基準の8,000ベクレルを下回るということでございます。
- 議長（渡部功君） 14番今野英元君。
- 14番（今野英元君） 違います。秋田県で言ってるのは240ベクレル以下であれば8,000ベクレルを下回るって言っているんです。240ベクレルを超えると8,000ベクレルを上回る。だから埋め立て基準でなくて、一時保管しなければいけなくなるんです。この243.09ベクレルというのは240ベクレルより上ですから、8,000ベクレルを超えるんです。ですから、一時保管しなければならなくなります。
- 議長（渡部功君） 猪股市民福祉部長。
- 市民福祉部長（猪股健君） 243ベクレルというのは73ベクレルの可燃物を焼却した後の値でございますので、焼却灰としての値でございますので、8,000ベクレルを下回る。
- 議長（渡部功君） 14番今野英元君。
- 14番（今野英元君） 可燃物の放射能濃度って書いてますけれども、これは可燃物の放射性セシウム濃度なんです。可燃物の放射性セシウム濃度が243ベクレルということ

は、秋田県では焼却灰の放射能濃度は8,000ベクレルより上がると、受け入れないで返却するって言ってるんです。ですから、この243ベクレルという数字は焼却灰の放射能濃度が8,000ベクレルを上回る数字なんです。

- 議長（渡部功君） 暫時休憩いたします。
午後 2時20分 休 憩

午後 2時23分 再 開

- 議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
当局の答弁を求めます。猪股市民福祉部長。
- 市民福祉部長（猪股健君） 先ほどの野田村の件でございますけれども、もう一度申し上げさせていただきます。
野田村の可燃物の現物の放射能濃度、これが73ベクレルでございます。これを焼却しますと、焼却灰として33.3倍に濃縮になります。その結果、焼却灰の放射能濃度が計算値として1キログラム当たり243ベクレルになると。したがって、焼却灰としての埋め立て基準であります1キログラム当たり8,000ベクレルを下回るということで、安全であると理解しております。
- 議長（渡部功君） 14番今野英元君。
- 14番（今野英元君） 今の質問はわかりました。次の質問に移ります。
(7)の①のバグフィルターについてお伺いします。
バグフィルターで99.99%除去できるというのは、環境省でも言ってますし、県の資料でも99.9%と書いてますけれども、この確認は、どのようにしたんでしょうか。環境省が言っているから99.99%はそのとおりだという認識でしょうか。
- 議長（渡部功君） 猪股市民福祉部長。
- 市民福祉部長（猪股健君） 本荘清掃センターのバグフィルターの集じん効率は先ほど申し上げました99.9948%でございます。焼却そのものは850度から950度の高温で焼却いたします。排ガスが200度以下に急速冷却される過程で、放射性セシウムは塩化セシウムの固体になります。また、この固体になった塩化セシウムは微粒子の灰に吸着されます。国の方ではバグフィルターの除去率を測定しておりまして、一つの例として福島県のあらかわクリーンセンターでの測定結果から、99.99%を除去しているというふうに把握しております。現行のばいじんの排出規制、これを遵守していれば、大気への拡散の心配はないと理解しております。
- 議長（渡部功君） 14番今野英元君。
- 14番（今野英元君） 環境省では99.9%に関していろんな説があるんですね。本当に放射性物質を使って実験したものなのか。由利本荘市の今の例で99.99%と言いましたけれども、由利本荘市の場合も放射性物質を使って実証実験をしたんですか。
- 議長（渡部功君） 猪股市民福祉部長。
- 市民福祉部長（猪股健君） 本荘清掃センターでは試験はしておりません。県外での実績から今述べさせていただきました。そういったこともありますので、燃焼試験をさせていただきたいということでございます。
- 議長（渡部功君） 14番今野英元君。

- 14番（今野英元君） 環境省のこの99.99%という数字というのが、環境省で実際に瓦れきを燃やし測定した数字ではないのではないかとということが言われているんです。ぜんそくの原因となるPM2.5という物質があるそうです。その物質が99.99%除去されるという話がひとり歩きして、それで放射性物質が99.99%除去されることになったという説があるんです。ですから、環境省で99.99%と言ってますけれども、これが本当に信頼に値する数字なのかというのはわからないのではないんですか。
- 議長（渡部功君） 猪股市民福祉部長。
- 市民福祉部長（猪股健君） 私が先ほど申し上げましたとおり、岩手県、あるいは福島県のセンターで実際に焼却した結果、検出をされていないという結果が出ておりまして、下限値は少し出ておりますけれども、結果としては検出されていないということでございます。そこで99.99%というような数値が根拠づけられると理解しております。
- 議長（渡部功君） 14番今野英元君。
- 14番（今野英元君） 放射性物質が検出されないのではなくて、実は放射性物質が測定できないのではないかと今言われているんです。なぜ測定できないかというのと、焼却炉で放射性物質を燃やしたときに放射性物質を除去する方法がまだ見つからないのではないかとされています。それから、排ガスの放射性物質の測定基準が設けられていない。それと、排ガス中の放射性物質の測定方法が確立していない。この3つが確定していないから、不検出、要するに存在しないのではなくて測定する方法がまだないという意見があるんですけれども、どうですか。
- 議長（渡部功君） 猪股市民福祉部長。
- 市民福祉部長（猪股健君） 今野議員が今おっしゃったことは、あくまでも仮説といたしますか、それも確たる説ではないと我々は理解しておりますので、申し上げましたとおり、実際に福島あるいは岩手で燃焼試験をした結果に基づいて我々は判断をしているところでございます。
- 議長（渡部功君） 14番今野英元君。
- 14番（今野英元君） 今言った除去する方法が見つからないのと、放射性物質の規制の基準が設けられてないということ、測定方法が確立してないというのは確かなんです。測定することができないから不検出ということを経済省が言ってるんです。環境省の言うことを丸飲みにし、今は県も市もすべて、正しいと思っているんですけれども、これが本当に検証された結果ではないということをお願いいたします。
- 議長（渡部功君） 猪股市民福祉部長。
- 市民福祉部長（猪股健君） 検出できないということではなくて、検出されない。下限値はございます。下限値以上の検出がされなかったということでございますので、検出することができないという意味とは私は違うと理解しております。
- 議長（渡部功君） 時間になりましたので、以上で、14番今野英元君の一般質問を終了いたします。

この際、10分間休憩いたします。

午後 2時33分 休 憩

午後 2時43分 再 開

○議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。8番渡部聖一君の発言を許します。8番渡部聖一君。

【8番（渡部聖一君）登壇】

○8番（渡部聖一君） 政和会の渡部聖一であります。議長のお許しがありましたので、一般質問をさせていただきます。

その前に、本日の秋田魁新聞で、東由利地域の出身で本市の名誉市民であります遠藤章博士が、全米発明家殿堂に日本人として初めて加わるとの快挙が報道されました。この殿堂は発明王のトーマス・エジソンも名を連ねている権威のあるもののようでありませけれども、博士の御功績は既に周知のことではあります、この朗報を喜び、市民総意での祝意をあらわすとともに、次の最高権威への大きな一歩になるものと期待するものであります。

さて、私は昨年10月、議会会派政和会に所属させていただきました。所属後初めての一般質問となります。また、今定例会最後の質問者でありますので、これまでの質問と重複する内容もあろうかと思いますが、地域課題を中心に私なりに当局のお考えを伺っていきたくと思いますので、答弁方よろしくお願いいたします。

質問は大きく5項目であります、さきに通告いたしました順に従って質問させていただきます。

初めに、1、公共交通体系の整備についての（1）高齢化社会に対応する市街地の公共交通のあり方についてであります。

今、高齢化社会が進展する中で、公共交通体系のあり方が問われております。特に、買い物や病院に通院する際などに、車をお持ちでない高齢者の皆さんや脚部に支障のある皆さんにとっては、足の確保が大変重要な課題となるわけであります。

しかし、本市の市街地における公共交通であるバスの運行体系の現状は十分な対応ができているのでしょうか。

市では、定住自立圏共生ビジョンにおける地域公共交通総合連携推進事業として公共交通体系の整備を進めており、民間の赤字路線バス撤退に対するコミュニティーバスの代替運行や、羽後本荘駅東地区への循環バス実証運行の開始決定など、着実に事業を進められているとは受けとめておりますが、市街地においては運行エリアや経路、路線間の連絡、また、羽後本荘駅の東西連絡通路の課題も含む駅東地区と西地区との連絡路線など、高齢者等のもとより、観光客を初めとする市内外から訪れる多くの方々の利便性を考慮すると、その対応は十分とは言えないのではないのでしょうか。

地域公共交通総合連携計画に沿った事業進行に努められているということは理解しておりますが、運転免許証の返還者も徐々にふえているなどの現状からしても、民間バス事業者との連携を十分に図りながら路線等の早急な見直しと整備が必要と考えますが、高齢化社会に対応する、また、利便性の高い市街地における公共交通については今後どのように取り組んでいかれるのか、市長の考えをお伺いするものであります。

次に、（2）本荘駅東地区循環バスの実証運行についてであります。

駅東地区循環バスにつきましては、昨年の6月議会で一般質問させていただきました。

答弁では、7月をめどに、——これは昨年の7月ということでありませけれども、地域住民の代表や地区内の大型店舗、個人病院、バス事業者、ハイヤー協会などの代表者

で構成する（仮称）東部地区循環バス運行検討委員会を立ち上げ、実証運行に向けた具体的内容を検討し、10月ごろまでに運行計画を作成するとのことでありました。しかし、委員会が開催されたという形跡はありません。

一方、ことしの2月10日に開催された本荘地域市民とのふれあいトークでは、当局から、「4月か5月ごろに停留所を設置し、6月より実証運行を開始したい」との説明がありました。

新年度早々の停留所設置となりますと、現段階では既に運行に向けて許可を得る作業を進めていなければならないのではないかと考えます。しかし、地域住民への説明を初め、市民周知もまだ行われていない状況にあります。

そうしたことから、実証運行に向けては市民の要望・意見はどのように把握し、そして反映されているのか。経路や停留所の位置、運行ダイヤはどのように決定したのかなど、運行開始に至るこれまでの経緯と運行内容、そして今後のスケジュールを伺うものであります。

次に、大きな2番、秋田由利牛のブランド確立への取り組みについてであります、その（1）生産拡大による安定経営のための具体的展開はについてお伺いいたします。

本地域の畜産業は、主に多くの小規模経営の肉用牛繁殖農家によって支えられてきておりますが、近年、JA秋田しんせい由利牛肥育部会や秋田由利牛振興協議会などが中心となって、生産体制の強化や品質・知名度の向上を図っており、徐々に規模拡大につながっているようであります。

しかし、現況価格や生産体制ではなかなか消費拡大までにはつながらず、さらに知名度を上げ、低コスト化によって地域間競争に打ち勝つためには、生産基盤の充実と生産拡大が重要であります。

その対策として、生産から流通・販売まで一貫してかかわっていく体制強化のための秋田由利牛振興公社設立を目指しましたが、母体農場の経営の厳しさや東日本大震災の影響などによる枝肉価格の低迷、それら要因による出資団体の協力が困難になったなどの理由から、公社設立を断念。当初予算に措置した事業費を昨年12月議会で減額補正しました。

今後は、畜産振興基金の拡充と活用により生産拡大につなげるとして、積立金の追加造成を新年度予算に盛り込み、また、生産体制整備検討委員会では今般、生産拡大計画をまとめたとのことでありますが、生産基盤整備と増頭計画など、どのように展開をされていられるのか、また、運営主体、指導主体と申しますか、それはどのようになるのかお伺いいたします。

いずれにせよ、会派代表質問でも同様の質問がありましたが、繁殖農家や肥育農家が活用しやすい貸し付け制度にしていけないと、増頭や畜産基盤の充実にはつながらないと思いますので、効果的な運用をどのように考えておられるのか、あわせてお伺いいたします。

次に、（2）ふれあい農場の安定経営対策はについてお伺いいたします。

ふれあい農場については、これまで繁殖から肥育までの一貫体制で経営する畜産のモデル農場として運営されております。しかし、経営内容には厳しいものがあり、その打開策が模索されている状況にあります。

計画された秋田由利牛振興公社では、ふれあい農場を生産拡大を図る増頭対策のメイン農場として指定管理を受け、経営改善対策にもつなげていこうとする計画であったと思われませんが、振興公社設立を断念された今、ふれあい農場の経営改善をどのように図っていかれるのか、その具体的対応策をお伺いいたします。

次に、(3) 流通・販売促進、消費拡大への取り組みはについてであります。

これまで、地域団体商標登録を契機に、秋田由利牛振興協議会や秋田由利牛をまるごと味わいつくす会などを中心に各種のイベント開催や協賛事業などを展開し、地元はもとより、県内外での認知度向上と販売促進に努められております。

その成果が徐々にあらわれ、県外でも秋田由利牛の知名度がやや上昇してきている感がありますが、全国ブランド牛はもとより、東北管内牛にも相当おくれをとっていることは否めない現状であります。

畜産振興基金の増資を契機に、畜産経営の安定化を図る上でも流通・販売促進、消費拡大への取り組みは喫緊の課題であると思われませんが、販売アイテムの開発や販売ルートと取扱店の開拓、PRやイベントの情報発信など、販売促進強化のためにどのような事業を展開していかれるのか、その具体的計画、方針をお伺いするものであります。

いずれにいたしましても、来月4月には、あきた総合家畜市場が本市に開場いたします。竣工式は3月24日と伺っております。秋田由利牛の産地として、発信基地としてのイメージアップが図られるとともに、地元でも質のよい秋田由利牛が、いつでも、どこでも安く食べられるようになることを期待するものであります。

次に、3番、鳥海山観光と今後の観光振興についてであります。

その(1) 東北観光博とデスティネーションキャンペーンについてであります。観光振興は、本市産業や経済を初め、文化の振興や地域間交流などにおける重要課題であります。本市にはさまざまな観光素材が豊富にあると言われ、特に鳥海山を核とした観光素材は最たるものであります。なかなか多くの素材を生かし切れていないのが現状ではないでしょうか。

ことし1月、国土交通省から発表された東北観光博、現在、プレ博がスタートしておりますけれども、その対象ゾーン30カ所からは、残念ながら鳥海山を核とする本圏域ゾーンは除外されてしまいました。

大きく落ち込んでいる東北地域の旅行需要の喚起と将来の新しい観光スタイルを実現するために、官民一体となって1年間実施されるこの取り組みには本圏域が対象になってくれればと期待しておりましたが、残念な結果となりました。対象とならなかったことにはさまざまな要因があると思われませんが、市としては何が原因で何が不足だったのかなど、どのように分析されているのかお伺いいたします。

来年度は、JR6社と秋田県、旅行業者、協賛会社などが連携して大々的に取り組む、大型観光事業のデスティネーションキャンペーンが実施されます。また、今年度はJR東日本によるプレキャンペーンも行われます。

この事業に向けては、去る2月9日、秋田県観光キャンペーン推進協議会が組織されました。本市も参加し、その受け皿体制の準備に努められていると思われませんが、東北観光博での除外要因を十分分析しながら、キャンペーンに向けた取り組みを徹底的に行っていかなければ、県北や仙北、男鹿などが重点地域となってしまう、本エリアがま

た取り残されてしまうのではないかと懸念されるところであります。

こうした観点から、デスティネーションキャンペーンに向けては具体的にどうアピールし、どんな内容で取り組んでいかれる計画なのか、あわせてお伺いいたします。

このキャンペーンを契機に、鳥海山を中心とする各種の受け皿環境を整備していくことが将来の観光振興につながると考えるものですが、新年度予算の内容からは余り積極的な推進体制ではないと感じるのでありますが、いかがでしょうか。

次に、(2)鳥海山を核とする観光開発の推進についてであります。

(1)とも内容が重複する部分もありますが、観光振興施策については、平成17年の合併後間もなく策定され、21年度までを前期、22年度から26年度までを後期とする由利本荘市観光振興計画に基づき進められてきておりますが、施設整備もさることながら交通アクセスや宿泊、推進体制の整備など、余り順調に進んでいないのではないのでしょうか。

また、振興計画の策定においては、合併前の各市・町の計画に考慮しながらも、山・川・海の自然資源を生かし、点から線に、さらに面に広げ、民間事業者の活動を創出しながら、行政と民間の協働による体験滞在型観光を目指すとしておりますが、地域配慮の余り、戦略的にはやや総花的になってしまった感は否めないと考えます。

そうした中、東北観光博の選定ゾーンから外れ、また、今年度の市の外部評価では観光のリード役となる観光協会事業がCランクに位置づけられるなど、観光振興計画の推進に当たっては内容の再点検が必要となっているのではないのでしょうか。

幸い、観光協会では事業検証に着手し、市内の観光素材をもとに外部から観光客を呼び込み、地域に活力を与える本来の観光事業のあり方を模索していると伺っております。観光協会が観光開発のために単独でハード事業を行うことには無理があることからしても、民間を含めた実践的な観光振興プロジェクトチームを立ち上げるなど、行政と民間との分担・協働による観光振興の取り組みを再構築されたいかがでしょうか。

総花的でなく、選択と集中。デスティネーションキャンペーンを機に鳥海山という素材を核とした観光開発に真剣に取り組まなければ、この地域は取り残されてしまうのではないかと懸念するものであります。市長の観光開発への考え方をお伺いいたします。

次に、大きな4番、地域高規格道路本荘大曲道路期成同盟会の解散と国道105号の整備促進についてお伺いいたします。

地域高規格道路本荘大曲道路期成同盟会は、県内90分交通体系を確立し、秋田新幹線や盛岡、三陸方面へのアクセスと、広域的な文化・経済圏の活性化を図る上で重要路線と計画された自動車専用道路である地域高規格道路の早期完成を目指し、平成6年に関係圏域25市町村の首長、議会議長を構成員として設立されました。現在は、合併により4市1町の構成であります。

以来、関係団体の協力も得ながら、圏域が一体となって早期完成に向け17年間にも及ぶ活動を展開してきており、路線の一部となる大曲西道路と岩谷道路は完成に至っております。

しかし、平成15年に地域高規格道路の構造要件の見直しがあり、速度や車線、交差方法などの要件が緩和されたことにより国道105号での対応が可能となったことから、現在県では、残る区間については事業化の予定はないとのことのようであります。

これを受け当局では、構成市町へのアンケートを実施するなど同盟会解散に向けた準備を進めているようではありますが、この事案についてはこれまで余り話題にならなかったのではないかと思います。

さらに、昨年7月実施された国や県、関係機関への当局と議会との合同要望の内容からも地域高規格道路の整備促進項目は除外されておりましたが、要望前の当局との内容協議では要望項目として記載されておったものが、実施段階で除外されたものであり、その経緯の説明はなかったと記憶しております。

県の方針にかんがみ、路線名称を冠した同盟会が解散に向かうことは理解するものの、この路線の早期実現については、同盟会のみならず、市当局と議会とが連携して長年にわたって国や関係機関に合同陳情・要望を繰り返してきた案件であり、今後の方向性についても議会側と十分協議し、結論を見出すべきではないかと思いますが、県の考え方と同盟会解散に至る経緯、今後の方針を伺うものであります。

もし、県が国道105号整備にシフトしたとすれば、これまで大浦から岩谷道路間拡幅改良や横岩地区交通安全施設整備など市単独での改良要望を行ってきておりますが、東日本大震災以降、沿岸部と内陸部を、そして日本海側と太平洋側を結ぶ道路網の重要性が叫ばれていることからしても、新たな組織を設立して関係圏域市町が強く連携しながら、一体となって国道105号の整備促進を図っていく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

次に、5番、子吉川河川整備計画と石沢川合流点の浸水対策についてお伺いいたします。

子吉川本流と石沢川合流点となる小友・新小屋地区の水田は、これまで長い間、子吉川と石沢川の増水による水害に悩まされてきました。

近年は、毎年のように豪雨災害が発生しており、特に昨年は6月、8月、9月と3度にわたる豪雨災害が発生。6月の集中豪雨では堤防の決壊と越流による浸水という大洪水となり、当該地も大きな被害を受けております。

このような状況下で、これまで地元からは国初め関係機関に対して強い対策要望が出されてきましたが、なかなか解決に向けた進展を見ることがなかったのであります。

しかし、これまでの再三の要望行動の成果により、昨年9月19日に開催された関係地権者への子吉川河川整備計画の説明会では、国から「子吉川本流側のかさ上げでの対応を検討したい」との回答がありました。

その後、12月20日に再度説明会が開かれ、河川管理通路の新設によるかさ上げ方針が示され、工事概要の説明があったとのこととあります。

また、2月末まで掘削土を活用した盛土が行われるなど、管理通路新設工事への準備が進められているようであります。

管理通路によるかさ上げレベルは約1メートル程度と伺っておりますが、今後のスケジュールなど工事の概要をお知らせ願います。

管理通路新設でのかさ上げで現状よりは浸水被害を防ぐことができると思われませんが、根本的解決には至らないと考えます。子吉川河川整備計画は30年計画であります。その中で、鳥海ダムの整備効果として、冠水頻度が5年に一回程度から10年に一回程度に軽減されるとしておりますが、洪水が発生した場合、被害を避けられない区域には相

違ありません。ダム工事が着手されることになったとしても、その完成までには相当の年数を要することになります。その間、水害は繰り返されることになるかもしれないのであります。

過去に国といろいろなやり取りがあったとも聞き及んでおりますが、洪水が発生して被害を受けるのは地元農家であり、近年の頻繁な水害状況にかんがみ、非常に不安視しております。このことからしても、根本的な水害対策が講じられるよう粘り強く国に要望していく必要があると思っておりますが、市長はどのように考えられているのかお伺いいたします。

以上、大きく5項目について質問させていただきました。地域活力の創出と市民の安全・安心の確保に向けた実効性のある御答弁をよろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（渡部功君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） それでは、渡部聖一議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、公共交通体系の整備について、（1）高齢化社会に対応する市街地の公共交通のあり方についてはお答えいたします。

市街地の人の流れは、市外地域の拡大や大型商業施設、医療機関などの郊外立地により、自動車を利用した移動へと変わってきております。

しかしながら、高齢化社会の進展により、みずからが自動車を運転できない方々も増加してきており、これまで以上に高齢者等の移動ニーズが高まっていると認識しております。

したがって、市街地における民間路線バスや循環バスの乗り継ぎに関しましては、利用者側に立った配慮が重要であります。

こうしたことを踏まえ、利便性の向上に配慮した運行を行うため、関係者で組織する由利本荘市地域公共交通活性化再生協議会において協議を重ねてまいりたいと存じます。

また、高齢者や障害者の方々にも優しい利便性の高い公共交通の確立を目指し、交通結節拠点となる羽後本荘駅のバリアフリー化や東西自由通路の設置などによる乗り継ぎの負担軽減等にも配慮するため、平成27年度からの次期総合発展計画の策定の段階で検討してまいりたいと考えております。

次に、（2）本荘駅東地区循環バスの実証運行についてお答えいたします。

本荘駅東地区循環バスの運行につきましては、由利本荘市地域公共交通総合連携計画の策定に当たり実施した、全世帯を対象とするアンケート調査やヒアリング調査の結果、駅東地区の交通空白区域へのバスの運行ニーズが非常に高かったことを踏まえ、実証運行しようとするものであります。

運行経路を初め停留所の位置、運行ダイヤの素案につきましては、羽後交通とともに現場を確認し、危険箇所はもとより、大型商業施設、医療機関、公共施設等に配慮するとともに既存循環バスとの接続なども考慮して作成しております。

今後のスケジュールについては、地域住民の代表者や地区内の大型商業施設、医療機関の代表者などに説明を行いながら、運行経路や停留所、運行ダイヤを決定し、4月下旬には地域公共交通活性化再生協議会に運行計画を諮り、この承認を経て、東北運輸局

に許可申請を提出したいと考えております。

なお、申請から許可を得るまでには1カ月程度の期間を要することから、実証運行については6月ごろから開始したいと考えております。

次に、2、秋田由利牛のブランド確立への取り組みについて、(1)生産拡大による安定経営のための具体的展開はについてお答えいたします。

秋田由利牛の振興につきましては、昨年5月に設置いたしました秋田由利牛生産体制整備検討委員会で検討を重ね、2月に増頭対策などの報告を受けたところであります。

市といたしましては、平成22年度の実績で106頭となっている秋田由利牛の出荷頭数を、5年後には200頭にする目標を設定した秋田由利牛ブランド確立事業・増頭5カ年計画を作成し、増頭を進めたいと考えております。

この計画では、畜産振興基金を活用した増頭対策、自給飼料確保などの生産対策、情報発信や小売店対策などの流通・販売対策、イベントや提供店確保などの消費拡大対策、ゆり高原ふれあい農場の整備などのふれあい農場対策に区分し、秋田由利牛のブランド確立を目指しております。

その中でも、生産拡大に関する対策としては増頭対策と生産対策になるわけであり、その具体的な取り組みとして肥育素牛の導入支援はもちろんのこと、牛舎の整備や粗飼料の増産・確保などについて、県事業などを活用し、支援してまいります。

また、増頭対策の柱となる畜産振興基金の活用については、新たに秋田由利牛の枠を設定し、肥育素牛導入の貸し付け限度額を2,000万円までとすることや、畜舎等の整備に加え、短期運転資金についても貸し付け対象とすること、貸し付け率も100%とすることなどを計画しております。

これまでの畜産振興基金では、貸し付け限度額が200万円までとなっていたことや事業費の80%までの制限もあったことから、特に肥育農家からは借りづらいとの声があったようであり、その点は借りやすい資金になるものと考えております。

肥育農家は小規模では安定的な経営が難しいことから、規模拡大を行う場合は、ある程度、大きな規模の経営体となることが考えられます。

そのため、当然貸し付け額も大きくなってまいりますので、さきに佐々木慶治議員にもお答えいたしましたように、十分な資金枠を確保し、畜産農家の要望に対して速やかに対応するため、新年度予算で畜産振興基金に積み増しをしようとするものであります。

なお、生産拡大に向けた農家指導については、県やJAなど関係機関と連携して取り組んでまいります。

次に、(2)ふれあい農場の安定経営対策はについてお答えいたします。

昨年12月の議会定例会で土田与七郎議員にもお答えしておりますが、ゆり高原ふれあい農場では、地域のモデル農場として繁殖から肥育の一貫経営に取り組み、現在、繁殖部門で56頭、肥育部門で91頭を飼育して、年間50頭前後の肥育牛を出荷しております。

また、肥育技術は高く評価されており、秋田由利牛の重要な生産農場となっております。

しかしながら、リーマンショックに端を発する消費の落ち込み、飼料価格の高どまりや昨年3月の大震災、原発事故など畜産業を取り巻く状況の悪化から、21年度以降の経営は厳しい状況にあります。

このような状況を踏まえ、今後の農場経営に当たっては、飼育期間の短縮や自給飼料の活用による生産コストの縮減、優秀な肥育素牛の導入や飼育密度の見直しによる収益性の確保などに組み組みながら、経営コンサルタントの指導も仰ぎ、経営改善に努めてまいります。

なお、市の第2次行政改革大綱の実施計画では、平成26年度に指定管理者制度を導入する方針が打ち出されておりますので、将来的には民間の経営手法を取り入れて経営改善を図ってまいりたいと考えております。その場合であっても、秋田由利牛の基幹農場としての意識を持って経営をお願いするものであります。

また、指定管理者制度の導入に当たっての条件や候補者につきましては、今後いろいろな要素を含めて検討してまいります。

次に、(3)流通・販売促進、消費拡大への取り組みはについてお答えいたします。

秋田由利牛の消費を拡大させるためには、牛肉を食べる機会の創出、食べられる店の確保、買える店の確保などとともに、地域に愛される名物メニューや加工品の創出と、これらの情報発信が必要と考えております。

具体的なメニューや加工品の開発につきましては、県や食肉加工業者、調理関係者の協力を得ながら取り組んでまいりますし、加えて、料理教室の開催や加工品などギフト商品の頒布会などで顧客の確保を図りたいと考えております。

また、秋田由利牛を取り扱う飲食店や食肉店などが行う販売促進活動や、今年度から実施している学校給食への食材提供、第三セクターが連携した企画イベントにも積極的に支援し、消費拡大を図ってまいります。

さらに、これらの情報をホームページやガイドマップに掲載するとともに、PR活動を展開して、秋田由利牛と由利地域の知名度の向上や地域経済の活性化につなげたいと考えております。

なお、これらの取り組みにつきましては、私が会長を務めております秋田由利牛振興協議会が主体となり進めてまいります。

次に、佐々木慶治議員の質問にもお答えいたしました、県が進める統一ブランドについてであります。

これは、地域や生産者ごとに異なる銘柄で出荷していた県産牛を、首都圏などに大量出荷・販売拡大につなげることがねらいであります。

これに対し秋田由利牛としては、県事業に相乗りをして県内外へ売り込みを展開してまいりたいと考えております。

次に、3、鳥海山観光と今後の観光振興について、(1)東北観光博とdestinationキャンペーンについてお答えいたします。

初めに、東北観光博についてであります。宿泊受け入れ規模や送客実績、首都圏での知名度が不足していたことが、対象ゾーンから外れた要因と受けとめております。

発表後、本市のゾーンへの追加について県を初め関係機関に要望してきたところであり、現在、秋田・男鹿ゾーンの協議会に加入して東北観光博に参加する準備を進めております。

今後、本市の課題を真摯に受けとめ、新潟ミニDCや秋田DC、国民文化祭などを観光の重点イベントととらえ、受け入れ体制の整備を図り、実績を着実に積み上げてまい

りたいと存じます。

次に、デスティネーションキャンペーンについてであります。キャンペーンは本年がプレ、来年が本番、再来年がアフターと3カ年続き、再来年が国民文化祭と重なり、全国に本市を売り出す絶好の機会ととらえております。

本市といたしましては、国指定史跡「鳥海山」を核としたトレッキングや町歩き、民俗芸能と食を絡めながら、由利本荘らしさを全面に出した旅行商品をJRに提案してまいります。

そうした中で、キャンペーンの初年度の本年は、国内誘客対策として秋田県推進協議会負担金やPR旅費、受け皿体制整備などに予算を計上しております。

私としては、今回のキャンペーンをきっかけに、国民文化祭が終了する平成27年度以降も本市の観光を足腰の強い産業として継続できるように力を入れてまいります。

次に、(2)鳥海山を核とする観光開発の推進についてお答えいたします。

鳥海山を核として山・川・海の自然資源を生かしながら、ハード・ソフト両面の整備を推進する本市の観光振興計画は、平成18年度に作成し、平成26年度までの計画となっております。

今まで計画に沿って事業実施してまいりましたが、現在取り組んでいる計画も含めますと達成率が7割となり、今後残り3カ年でさらなる事業実施を行ってまいります。

観光協会については私がかねてから運営形態などの課題を感じておりましたが、このたび公約で掲げて設置した外部評価委員会により、観光協会補助事業について見直し検討を要するCランク評価を受けましたことは、まさにその点が指摘されたものと受けとめております。

現在、協会内に検討委員会を立ち上げ、民営化も含め、そのあり方について検討しているとの報告を受けております。今後、協会に地域の観光産業を担ってもらおう上で、より戦略的な事業展開を期待するところであります。

本市の観光振興の目指すところは、あくまでも国指定史跡「鳥海山」の豊かで多様な自然資源や歴史・文化を核に、四季を通じた体験滞在型観光の確立であります。

そのような中で、鳥海山を中心とした貴重な観光の地域資源の見直しを図りながら、ハード事業も含め、本市の新しい観光戦略の構築を目指した次期観光振興計画の作成にことしから着手いたします。

私は、観光は総合産業であり、本市の重要な産業ととらえ、地域経済や地域の活性化を図る、観光で元気なまちづくりの実現に向けて取り組んでまいります。

次に、4、地域高規格道路本荘大曲道路期成同盟会の解散と国道105号の整備促進についてにお答えいたします。

地域高規格道路本荘大曲道路は、全国的な高規格幹線道路網と連携して、地域間相互の物流及び交流促進の強化を図る目的で自動車供用速度時速60キロメートルから80キロメートル、車線数は4車線以上などと、高速自動車道とほぼ同一要件を有する道路として計画された路線であります。

しかし、平成15年の構造要件の見直しにより、自動車供用速度時速60キロメートル、車線数は2車線でも可とするなど、弾力的に基準を適用できる要件緩和がなされました。

また、本荘大曲道路の今後について、秋田県からは「計画路線として指定しているも

の、現時点で整備方針については未定である。」との回答を受けております。

今後の同盟会のあり方について、平成22年度に臨時の幹事会、平成23年6月に関係首長の意向調査、同年8月幹事会、同盟会会員である議長の意向調査を実施するなど現在もなお協議中であり、その決定については総会において各会員の意思に基づいてなされるものと考えております。

国道105号の本荘から大曲間は、日本海沿岸東北自動車道、秋田自動車道、秋田新幹線と一体となった循環型交通ネットワークを形成し、地域の発展に大きく寄与する重要な路線であり、本年4月に開場する総合家畜市場への大型車両の乗り入れも見据え、大浦地区から岩谷道路までの拡幅改良、大内横岩地内の交通安全施設整備、交通渋滞並びに危険箇所早期解消などについて、圏域関係市町及び議会と連携し、引き続き整備促進について推進してまいります。

次に、5、子吉川河川整備計画と石沢川合流点の浸水対策についてにお答えいたします。

御質問の新小屋地内の石沢川水害対策につきましては、私が市長就任前からの懸案事項で、有効な対策を見出せないまま経過していた問題であります。

その間、たびたび洪水被害が発生し、私も幾度となく現地に出向き、関係者と協議をし、関係機関へ対策の要望を重ねてまいりました。

また、昨年6月に発生した豪雨被害直後に私自身が直接、国土交通省東北地方整備局、県内関係機関に浸水対策について緊急要望し、同年7月には市と議会との合同要望を行っております。

その結果、2回の地元説明会を経て、同年9月19日に京野衆議院議員、秋田河川国道事務所長、水利組合員と協議の場が設けられた際に私からも浸水対策について強く要望し、このたび工事着手の運びとなりました。

工事概要は、河川敷を利用し、管理通路を延長約1.4キロメートルほど築造する計画で、河川管理者である国土交通省が実施いたします。

スケジュールは、平成23年度より現場までの仮設通路を整備し、順次、管理通路築造工事を実施し、洪水による被害軽減を図る計画となっております。

なお、本地域を含めた子吉川流域の洪水に関する河川整備計画は、ダム建設と河道掘削などにより洪水被害軽減を図るものであります。

河道掘削は、下流側の石脇地区より二十六橋付近まで施工する計画となっておりますが、本市としましては水害被害の軽減対策について、なお一層、関係機関に働きかけてまいります。

以上であります。

○議長（渡部功君） 8番渡部聖一君、再質問ありませんか。

○8番（渡部聖一君） ありがとうございます。

1番の公共交通体系の整備についてであります。高齢者等に十分配慮した利便性の高い交通体系を構築していかれるという心強い御答弁でありましたので、よろしくお願ひしたいわけですが、昨年の答弁では、策定前に検討委員会を設置して、委員からの意見を伺いながらダイヤ等についてある程度つくっていくという御答弁だったと思います。今回の御答

弁の内容では、素案ができたとのこと。これから委員会を立ち上げて地域説明をしながらというお話でした。素案策定と並行しながら検討委員会を立ち上げていただいて、事前に住民意向を伺いながら素案を整備していくという手法もあったのではないのかなと思われま。確かに今の交通計画を策定する段階で、市民アンケートとかヒアリングとかそういうものを行いながら交通計画を立てられたわけですが、実際に現場でバスを運行するに当たっては、いろんな意見がまた出てくる場合もあります。また、地域の意向もあると思いますので、やはり並行しながらという手順をとっていただければ大変ありがたかったと思うのでございますけれども、そういう手順をどうしてとれなかったのかということをお伺いしたいと思います。

- 議長（渡部功君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。
- 市長（長谷部誠君） 副市長から答えさせます。
- 議長（渡部功君） 石川副市長。
- 副市長（石川裕君） 渡部議員のただいまの再質問に私の方からお答えさせていただきたいと思ひます。

渡部議員がおっしゃるように、そういった形で並行してやれば一番よかったと私も思っておりますけれども、スケジュール的なこともございますが、今回の運行があくまでも実証運行ということでございました。それから、アンケート調査からも大体のコース範囲というのが決まっていたということもございまして、実証運行をしながら、さまざまな方々の意見を25年度からの本格運行に向けて反映できるものという判断からさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

- 議長（渡部功君） 8番渡部聖一君。
- 8番（渡部聖一君） 平成24年度は実証運行ということでありますけれども、確かに実証運行して改善点を見出しながら本格的な運行に当たっていくというのは当然の話でございます。その実証運行するためにどういふプランニングがいいかというあたりを、その検討委員会でもむという手順が本来は必要ではなかったのかなということでありますけれども、現在着々と進められている内容でありますから、この後行ふ検討委員会とか住民説明会では十分意向を伺いながら、実証運行の段階で早く改善できるものについては改善するとか、そういうことをしていただければありがたいということであります。

ただ、私がなぜこういうことを申しますというのは、現在、循環バスについては西側で2系統運行されているわけでございます。今、東側に1系統運行されることになりますので、これまでよりは十分な対応をしていただくことになるわけでございますけれども、その運行経路が意外と近い範囲だけということになるわけだ。周辺部と言うと大変失礼なんですけれども、市街地の周りの地区まで入っていないということもあひます。そういうやり方をする中で、例えばもう少し小回り範囲にするとか、系統を少しプラスしていくという御意見もあるという中で、そういう委員会とかで住民の意向の把握をしていただければという思ひがあひました。例えば今後、周辺まで系統をふやすとかそういう考えは現在のところあるのかないのか、お伺ひしたいと思います。

- 議長（渡部功君） 長谷部市長。
- 市長（長谷部誠君） 再度の御質問でございますが、市民の皆さんの率直な声を十分お聞きをして、この運行計画をつくっていきたく思ひます。まず、後段に申しました周

辺のコースということですが、当初よりは広く回る予定にしております。いずれ、さまざまな要望が来ておりますので、できる限り意に沿うような形で進めてまいりたいと考えております。

○議長（渡部功君） 8番渡部聖一君。

○8番（渡部聖一君） 市長からは遠い方も検討しているというお話でしたけれども、予定では西側は今の2系統そのままだと思います。東側については実証運行するコース、どういうコースになるかまだはっきりしませんけれども、そういうことでもありますので、拡大という話ではないような気がしているんですが、その辺はいかがですか。

○議長（渡部功君） 石川副市長。

○副市長（石川裕君） 東側につきましては大体のコース案という形で今進めておりますし、市長が今答弁しましたように、例えば今すぐに、今回の実証運行の中で対応ということではございませんけれども、旧市街地の周辺についても確かにそういった生活公共バス路線が、羽後交通の関係で不便になっているところもあるということもあります。ただ一概に市でやると言いましても、今運行してますバス事業者である羽後交通との協議等も必要になってきますので、それらも見据えながら、そういった部分もこれから検討していきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（渡部功君） 8番渡部聖一君。

○8番（渡部聖一君） バス事業者に影響を与えてしまうということとはできないのは当然の話でございますので、十分協議が必要だということは理解しているつもりでございます。

ただ、先ほど申しましたように周辺域の方々については、バスが乗り入れていないということで強い要望があるということは理解されているとは思いますが、新しく今、市街地の東側を運行するわけですから、それらとあわせて本来どうあればいいかという検証もするべきではなかったのかなと思うわけでございます。できれば東側についても今大きい道路だけ運行する予定になっているように伺ってますけれども、住宅が密集しているような旧道のあたりを走れないようなコースであります。走っていただくことは大変喜ばしいんですけれども、できればもう少し短時間で周回できるような、それから住宅地に入ってこられるような運行経路にもしていただけないかという要望もあるわけでございますから、こういう機会に市街地のいろいろな運行系統を検討していくということがあってもよかったんじゃないのかなという思いがあります。

東側は大体25分で一周するそうでございますけれども、ただ、連結等々の問題もあります。時間がかかるということと、一方通行なわけでございます、できれば逆回りコースということも考えられないかなと思います。相互に運行できるような形態ができないのかなということもありますので、今後改善はするというお話でございますけれども、周辺部や運行ダイヤに配慮しながら改善をしていっていただきたいというお願いに対してはどうかということと、お伺いしたいと思います。

○議長（渡部功君） 石川副市長。

○副市長（石川裕君） 渡部議員がおっしゃられるように、確かに今現在の巡回バスが時計回りに八の字に回ってますけれども、当初あの計画を立てる時点でも反対回りがあれば非常に便利だなと私も思っていました。例えばバス停留所が三つ四つですぐ行けるの

に、戻ってくるときにはぐるっと回ってこななければいけないというので、そういった意味では逆コースがあってもいいとは思いますが。

ただ、バスの台数等いろいろ経費の関係もございますので、その辺につきましても今の実証運行をやる中で、検討させていただきたいと思っております。

○議長（渡部功君） 8番渡部聖一君。

○8番（渡部聖一君） 実証運行をしていきながら改善に努められるというお話でしたので、ぜひよろしく願いいたします。

今のところ3系統の予定ですけれども、連結時間というのが非常に大切になってくるんじゃないのかなと思います。せっかく市街地に入ってこようとしても、連結がうまくいかないとか長時間待たされる結果になりますので、羽後本荘駅が起点ということにはなっているようでございますけれども、その辺の運行ダイヤの整備についても羽後交通さんとも十分協議しながら進めていってほしいと思います。経費はかかるわけですが、できれば小回りをきかせ、系統数もふやしながら、いろいろな市民に配慮した運行をお願いしたいと思っております。

それと、2番の秋田由利牛の件でございますけれども、貸し付け制度の中で借りやすい制度にしていきたいということで、いろいろ貸し付け要件等を改善されるというお話でありました。農家にとっては非常にいい方向だなと感じます。要件緩和という形と感じますが、貸す側から見れば、やはり過去の実績だとか、償還状況だとかいろいろなことを考慮した貸し付け体制、指導になるという場面も考えられるわけでございます。農家は一生懸命生産拡大をしながら由利牛の拡大に頑張ろうとする意欲もあるわけでございますから、その辺を一緒に基金造成している側とも十分歩調を合わせながら、農家サイドに立った貸し付けとなるようお願いしたいと思っております。

一昨日に保証の問題も出ました。保証協会は使えないというようなお話でしたし、それについてはいろいろ模索されると思いますが、そういう保証のシステムというものもあわせて、農家が借りやすいものにしないといけないと思います。せっかくの制度でありますから基金がむだにならないようにしていただかなければならないという思いがあります。その辺について保証とか制度の要件について、どういうふうにして進めていくかという強い思いをもう一度お聞かせいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（渡部功君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 今回、基金の積み増しをして農家が借りやすい状況にするということです。また、基金の効果的な運用のために貸し付けの限度額をまず引き上げる、融資率を80%から100%へ引き上げます。さらには、畜舎等の整備資金の償還期間を延長します。これによりまして利用できる金額がふえ、償還にも余裕が生まれるため、経営の安定化につながっていくだろうと思っております。借りやすく返ししやすい制度にしたいと考えております。

多額な資金の融資ということになりますと、なかなかいろんな壁もあるわけですが、畜産振興、生産拡大のためにこういう基金をつくっているわけでありまして、一生懸命やろうとしている畜産農家の方々ができるだけ借りやすいようなシステムにしたいと考えております。

○議長（渡部功君） 8番渡部聖一君。

○8番（渡部聖一君） ひとつよろしくお願ひしたいと思います。せっかく要件を広げて借りやすくしても、借りる方が借りられない状態になると死に制度となりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

（2）のふれあい農場の件でございます。指定管理については平成26年度までという計画であったと思いますので、それまでいろいろな方策について検討していくという御答弁だったと思います。指定管理に当たっては現在のところ、これから検討するという話の中で何うのも何なんですが、公募になるとは思いますけれども、市外等までの拡大も考えられているのかどうか。原発の影響を受けた農家で、向こうでやれない方が、こちらでやれる農場があればぜひやっていきたいというような情報もあるやに聞いています。時期等の問題もあるかと思いますが、26年度と言わず指定管理への移行の中で、そういう情報もキャッチしながら、調査段階のようでございますけれども、そういうところまで門戸を広げていけるかどうかという今のところの考えをお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（渡部功君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 担当部長から答えさせます。

○議長（渡部功君） 佐藤農林水産部長。

○農林水産部長（佐藤一喜君） それでは、渡部議員のふれあい農場の指定管理の件につきましてお答えしたいと思います。

指定管理者の選定につきましては、原則として法人や団体が対象となっております。ただ、このゆり高原ふれあい農場につきましては、市長が答弁しておりますが、秋田由利牛の基幹農場であるという部分、公共的な要素を持っているという部分もございまして、そういうものも維持していただきたいということも考えてございます。そのようなことから、市内に適当な法人・団体があるかないか、または市内の関係者による団体を組織するのか、または今お話ありましたように市外まで枠を広げるのか、その辺につきましては、この後いろいろな要素を含めながら検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（渡部功君） 8番渡部聖一君。

○8番（渡部聖一君） モデル農場ということですので、モデルというに足る農場となれるように努力をお願いしたいと思います。

（3）の販拡の問題でございますけれども、いろいろ策を講じていただけた答弁をいただきました。農家の生産意欲の向上、それから販売促進につながる事業展開をお願いしたわけでございますけれども、壇上で質問はしなかったのですが、新聞報道に関し配慮していただきまして、先手の答弁をいただき本当にありがとうございました。

新聞報道において、秋田由利牛という形で事業展開している中で、秋田牛の統一ブランドということについては非常にびっくりしました。余りそういう話題がなかったせいでもあります。県産の統一ブランドで知名度を上げて販拡に結びつけるという県の手法は非常に理解するわけです。報道にあったわけでございますけれども、事前にそういう形でやるという方向性については各自治体の方に県から説明があったのかどうかを聞

きたいと思います。春にも推進協議会を発足させるということ、それから県内の銘柄生産者も統一ブランドには賛成しているというような報道でありましたので、地域の方々や関係者にもそういうお話が来て、アンケートや何かが来てあったのか、自治体にもそういうお話があったのかということを確認したいと思いますのでよろしく願いします。

○議長（渡部功君） 佐藤農林水産部長。

○農林水産部長（佐藤一喜君） そうすれば、統一ブランドにつきましてお答えしたいと思います。

この間の新聞報道にありました統一ブランドの考え方につきましては、さきに佐々木慶治議員の方にもお答えしたとおり、県の方では出荷ロットを大きくして全国展開を図ってまいりたいという話で進んでいる内容でございます。ただ、正式にそういう打ち合わせ等の問い合わせがあったかということでございますが、これまでの流れで県内では、県内の牛の総称として秋田牛という形で使われておりましたので、県としてはその部分をもっと強調して売り込んでいきたいという考えがあったようです。当地域の秋田由利牛は秋田県秋田牛の中の秋田由利牛ということでございますので、その部分では事前には相談はございませんでしたけれども、各地域の農家の方々にはどういふものかということで口頭での話はあったということでございます。ただ、これまでの経緯から、そういう部分を進めていくことは決して反対ではないという声があったということであります。

○議長（渡部功君） 8番渡部聖一君。

○8番（渡部聖一君） 事前にはなかったというようなお話でございましたので、あれと思うわけでございます。県の新年度予算にも計上されている内容でありますし、農家には口頭でお話があったということでしたけれども、県の肉用牛の販拓にもつながる大変大事な話でありまして、実際の現場の自治体に話がおきていないというのは、何かちょっと疑義を感じるのでございます。その辺をきちっとやっていただかなければ、せっかく本市で秋田由利牛というブランドを確立するという流れがある中で、報道によりますと二足のわらじを履きながらというような内容もありましたけれども、秋田由利牛という括弧書きではブランドとしては非常に弱いわけでございます。例えば隣の山形県でも、山形牛という全体もあるかもしれませんが、米沢牛だとかそういう個々名で、銘柄で売ることによって非常に販促につながっているという部分もあります。検討委員会の方で秋田由利牛という銘柄で進めようとしている計画があるにもかかわらず県と整合性がとれてないというのは、何かちょっと疑問に思うわけでございますが、その辺いかがですか。

○議長（渡部功君） 佐藤農林水産部長。

○農林水産部長（佐藤一喜君） 大変失礼いたしました。その辺につきましては、現段階で県の方では既存の地域ブランドは存続させつつ、各ブランドを包括した総称として統一ブランドを考えているということでございます。先ほど市長が答弁いたしましたように、秋田県の統一ブランドの中の秋田由利牛として一緒に売っていききたいと考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（渡部功君） 8番渡部聖一君。

○8番（渡部聖一君） ちょっと納得もできない部分もありますけれども、秋田由利牛はやはりこの一つのアイデンティティーとして売り出さなきゃいけない、観光と結びつく重要な要素であり、これについてはぜひ力を入れる部分だと思いますので、ひとつ頑張ってくださいと思います。

次に、3番の観光の件でございます。キャンペーンに向けていろいろ施策を講じられている、ソフト事業もいろいろやられておりますけれども、新年度の予算配分をちょっとお伺いしたり見させていただいたんですが、予算づけの額が多いから意欲がないという判断ではないわけでございますけれども、ちょっと集中していないんじゃないのかなという思いがあります。確かに海外へのトップセールスをしながら、海外から呼び入れるという手段は、非常に大事なことではあります、国内のエージェントをうまく活用しながら、PRをしてここに呼び込むということが必要ではないのかなという思いがあるわけです。そういうことにもう少し重点的に事業費を充てていくとか、それに伴う事業、施策展開をすとか、そういうものがあるかもしれないのかなという思いがあります。これは確かに事業費の多少ではありません。それはよく理解しているつもりでございますけれども、まずやはり国内からどれだけの人来ていただけるかということが先手だと思いますので、海外も大事にしながら国内の需要・誘客を促進していただきたいと思いますがいかがですか。

○議長（渡部功君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 当初予算に積極的に計上していないんじゃないかという質問でございますが、昨年に比べては2.7倍の予算、520万円ほどであり、私としてはある意味では積極的な予算を計上したつもりであります。また、今後、県の新規の事業としてあきた未来づくりという事業がございますが、そういった事業の活用を図りながらキャンペーンの強化を図っていききたいと思います。もちろん国内・国外問わず誘客に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（渡部功君） 8番渡部聖一君。

○8番（渡部聖一君） 2倍になったというお話でしたけれども、ベースが低ければ2倍になっても大した額ではないというようなことであります。その辺をひとつ御承知いただきながら施策展開をしていただきたいという思いでございます。

桑ノ木台湿原へのシャトルバス等の導入ということでは、ひとつ前進したかなという思いがあります。ただ、あそこだけに行くシャトルバスでは、やはり、鳥海山というものを売っていけないと思います。まだ周辺にいろいろな観光材料があるわけですから、その辺を周遊するようなシステムを考えていかなければいけないと思います。

6月から10月まで桑ノ木台湿原に向かうというだけでは、観光の推進には、大きくはつながっていかないのではないのかなという気持ちもございますので、その周辺との交通アクセスについては今後どう考えていかれるのかお伺いしたいと思います。

○議長（渡部功君） 渡部商工観光部長。

○商工観光部長（渡部進君） ただいまの渡部議員の御質問でございますが、桑ノ木台湿原だけではなくて、その周辺を周遊するというようなアクセスの話でございました。新年度予算で現在考えているのが、先ほどお話のありました桑ノ木台湿原へのシャトルバス、それとバス事業者やタクシーへの補助でございますので、それらとあわせてその周

辺の観光について努めてまいりたい、誘客に努めてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（渡部功君） 8番渡部聖一君。

○8番（渡部聖一君） デマンド型でやられる部分もあるようでございますので、交通アクセスについてはぜひ推進していただきたいという思いであります。足の確保をできないという地場の状況がやはり誘客につながらない部分が大きいんじゃないのかなと思います。それと、由利高原鉄道とリンクする部分とかそういうものも事業者といろいろとじっくり協議し、鳥海山観光の協議会もありますので、隣のかほ市さんや遊佐町さんともよく連携を図りながら、交通アクセスについては検討していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、4番の高規格道路の関係でございます。

同盟会の解散はまだ決まっていない。当然でございます。解散総会をしていないので解散してはいないんですけれども、手順・経緯を伺いました。6月ころ首長アンケートをして、8月ころに幹事会をやって、その後、また議長へのアンケートという流れのようでございます。その最初の首長アンケートの前は幹事会で決めたのではなくて、構成市町すべてではないという経緯を伺っております。4市1町の構成でございますけれども、幹事会には5市町全部入っていると思ひます。3市ぐらいで部課長会議の幹事会のようなものを作って決めていった手順になっているのですが、他のその部課長会議に入っていない1市1町の方について、こういうアンケートをやるというのは周知されているかどうかを伺いたいんですが。

○議長（渡部功君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤篤君） ただいまの御質問にお答えします。

アンケート前に国道105号沿線の主要3市の構成による幹事会を実施しております。ほかには美郷町、にかほ市、あわせて5団体がございしますが、その美郷町、にかほ市については、沿線3市に対する委任という経緯で、その幹事会を開催しております。その3市によって検討した結果、意向調査そのものは事務局である由利本荘市を除く残りの4団体について実施をしております。

○議長（渡部功君） 8番渡部聖一君。

○8番（渡部聖一君） 進め方ですのでいろんな手法があると思ひますけれども、6月に首長アンケートをやって、その後、幹事会が開かれて議長へのアンケートという段取りだったように伺いました。同盟会でありますので、普通であれば同時にアンケートを実施するのが手順ではないのかなという思いがあります。どうして最初、行政側だけやって、後に議会側に来たのかなというのが思いがちょっとあります。県の意向であれば、合同要望のときにそういう説明があつて合同要望の項目からも外れる外れないの話があつてもよかつたのではないかと思ひますが、その辺についてはその段階では判断はつかなかつたのですか。

○議長（渡部功君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤篤君） 第1点目の6月段階で各首長、それから8月に議長の意向調査の時期のずれの関係でございますが、当初、結果は予測できませんでしたので、状況を

把握するために先行して首長さんの意向調査を実施したということでございます。その結果、意向調査の段階で明確な結果が出ましたので、議長の考えをさらに確認したいということで意向調査をしたところ、ずれが生じたということです。ただ、これにつきましては、御指摘のとおり一緒にやればよかったということで今は反省しているところでございます。

○議長（渡部功君） 8番渡部聖一君。

○8番（渡部聖一君） 反省しているという弁もありましたので、これ以上突っ込みませんけれども、アンケート結果では、にかほ市が離脱するという方向も示されていると思います。圏域でこれまで一緒にやってきて、国道105号についても非常に大事な路線でありますので、にかほ市も一緒にやっていけるような体制をぜひとっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

最後、5番の河川整備計画と石沢川の合流点の件でございますけれども、前向きに今後も要望を続けていただけるというお話でございます。今の管理道路の整備の中では排水としてフラップゲートですか、水圧で開閉するようなものをつけていただくということでございますけれども、逆に越流してきたときにくずがたまって、処理が大変だということもあると思っております。そういう復旧等については、地元負担にならないような体制をとっていただけるように国に要望していくようなことをしていただきたいわけですが、どうお考えになるんでしょうか、お伺ひしたいと思っております。

○議長（渡部功君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤篤君） 今後、施工段階につれてさまざまな技術的検討がなされると思っております。私どもも河川国道事務所のいろいろな意向を確認していますが、その段階では、河川国道事務所、具体的には子吉川出張所でございますが、それは施工段階でも組合といろいろ協議をしながら施工していくという姿勢でございますので、そういった協議の中で解決されていくことだろうと考えております。

○議長（渡部功君） 時間になりましたので、8番渡部聖一君の一般質問を終了いたします。

以上をもって一般質問を終了いたします。

○議長（渡部功君） 日程第2、これより提出議案に対する質疑を行います。

この際、議案第4号から議案第31号まで、議案第33号から議案第40号まで及び議案第48号から議案第81号までの70件を一括議題として質疑を行います。

ただいままでのところ質疑の通告はありません。

質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。よって、提出議案に対する質疑を終結いたします。

○議長（渡部功君） 日程第3、提出議案・陳情の委員会付託を行います。

お手元に配付しております付託表のとおり、各常任委員会に審査を付託いたします。

○議長（渡部功君） 以上をもって本日の日程は終了いたしました。

明8日、9日は議案調査のため休会、10日と11日は休日のため休会、12日から16日までは各常任委員会、17日、18日は休日のため休会、19日は事務整理のため休会、20日は休日のため休会、21日は事務整理のため休会、22日に本会議を再開し、各委員会の審査報告、質疑、討論、採決を行います。

また、討論の通告は、21日の正午まで議会事務局に提出していただきます。

なお、限られた委員会の審査日程でありますので、各委員会審査には特段の御配慮をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後 4時11分 散 会